

2024 年度



大学院要覧

学校法人 順正学園



あなたの学びを あなたのカタチに

九州医療科学大学

Kyushu University of Medical Science

学校法人 順正学園

建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に
引き出し引き伸ばし、社会に有為な
人材を養成する。

加野



Mission Statement

Our aim is to maximize students' individual potential and develop good citizens in both local and international communities.

授業時間

	午前		午後		
時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	9:00	10:45	13:10	14:55	16:40
	∩ 10:30	∩ 12:15	∩ 14:40	∩ 16:25	∩ 18:10



創立者 加計 勉

創立者の加計勉(1923年-2008年)は、戦後間もない広島の地に立ち、原爆投下で一面焼け野原となった惨状を目の当たりにし「資源の少ない我が国を復興させるには、まず教育による人材育成が急務である。大学を目指す若者たちの一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしたい。」との思いから、建学の理念として「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」を掲げました。

また同時に、世界中の人々と友達になれば戦争なんて起こらないと国際交流を積極的に推進しました。

主な設立校等 ※については退任後の設立

●学校法人順正学園

吉備国際大学、九州医療科学大学(九州保健福祉大学)、吉備国際大学短期大学部(順正短期大学)、順正高等看護福祉専門学校、※九州医療科学大学専門学校(九州保健福祉大学総合医療専門学校)

●学校法人加計学園

岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、※千葉科学大学、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校、岡山理科大学附属高等学校、※岡山理科大学附属中学校

●社会福祉法人

順正保育園、(特養)グリーンヒル順正

●学校法人ゆうき学園

ゆうき幼稚園

●学校法人広島加計学園

英数学館小学校、英数学館中学校、英数学館高等学校

●学校法人英数学館

●学校法人吉備高原学園

吉備高原学園高等学校

主な受賞

- ・春の園遊会(天皇陛下主催)に招待を受ける
- ・藍綬褒章を受ける
- ・高梁市より名誉市民に推戴される
- ・勲二等瑞宝章を受ける

「建学の理念」



学校法人順正学園理事長・総長

加計 勇樹

学校法人順正学園は、昭和42年に創立者である加計 勉により「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもとに、岡山県高梁市に順正短期大学並びに順正高等看護専門学院が設置されたことにその端を発します。その後、平成2年4月に同じ高梁キャンパス内に吉備国際大学を開設致しまして、現在では6学部7研究科を有する総合大学へと発展しております。また宮崎市には、看護学科を有する九州医療科学大学専門学校（前：九州保健福祉大学総合医療専門学校）を設置しております。

九州医療科学大学（前：九州保健福祉大学）は、平成11年に宮崎県延岡市との公私協力方式により、社会福祉学部・保健科学部の2学部6学科でスタートしました。その後、マルチステージで活躍を目指す社会人を対象とした通信教育部並びに通信制大学院社会福祉学研究科・保健医療学研究科（前：保健科学研究科）を平成14年に開設し、平成15年には質の高い薬剤師の育成を目指した薬学部を設置、平成27年には生命医科学部を開設し、血液成分分析や微生物検査などの各種検査を行う臨床検査技師と癌診断のスペシャリストである細胞検査士の両資格を有し、地域医療への貢献はもとより高度医療の担い手として活躍できる人材を養成しております。また、令和2年4月には、高度先進医療に通じた臨床工学技士を養成する臨床工学技士コースを生命医科学部の中に設けるとともに、公認心理師、社会福祉士、言語聴覚士、認定心理士などの資格を有し、臨床心理学の知識をベースとして、教育・福祉・医療などの多様な現場で活躍できる人材を養成する臨床心理学部を開設致しました。そして、開学25年を迎えた令和6年4月から大学名称を「九州医療科学大学」に変更し、スポーツ健康福祉学科に救急救命士の養成コースと通信教育部に通信と通学の併用で学ぶことができるハイブリッドコースを開設致しました。このように、本学はめまぐるしく変貌する我が国の多様なニーズに対応できる人材を養成するべく、常に教育内容の充実と拡充を図って参りました。

さらに本学は、開学当初より地域に根ざした大学づくりに努めており、地域に開かれた大学として公開講座、聴講制度、大学施設の開放、QOL 研究機構を中心とした産学官共同研究など、地域社会の発展に繋げるべく様々な活動にも取り組んでおります。

順正学園ではブランドステートメントとして「学生の夢を叶える学園」を掲げております。夢は生きていく上での原動力となります。院生の皆様には、高度な専門知識・技術を取得することによって、未来を担う人材に成長して頂きたいと思っております。また同時に本学で多くの友人達とともに切磋琢磨することによって人間性を磨いてください。本学園は皆さんを全面的に支援して参ります。



医療薬学研究科に入学する方へ

九州医療科学大学 学長

池ノ上 克

開学 25 周年を迎え、新しい名称となった九州医療科学大学大学院への入学、おめでとうございます。本学の教職員一同皆さんを心から歓迎いたします。大学院での高度な研究活動を目指される皆さんに心から敬意を表します。

医療科学系の研究には特徴があります。日頃過ごしている生活環境や医療に従事する中で、生命や体の仕組みの不思議について疑問に思う場面が数多くあろうかと思えます。そのような時に気になった点を、素直に「なぜ」と思うところから医療科学系の研究は始まります。疑問点を論理的に探究し、整理して科学的な論文に仕上げる作業を続けるわけですが、それには大変な労力とエネルギーが必要です。

九州医療科学大学の大学院教育は指導者と学生との強い信頼関係が基盤となって行われています。この大学院要覧にあるように、ディプロマ ポリシー、カリキュラム ポリシー、アドミッション ポリシー、が明確に示されており、各ポリシーに基づいて大学院教育課程が進められます。さらに論文審査規定も説明されており、皆さんの研究成果の達成と学位取得に役に立つ情報が盛り込まれています。よく読んで参考にして下さい。そして、全ての教育課程を修了すると、博士（医療薬学）の称号が授与されます。

大学院での研究に励み、学位取得を目指す半ばで、なかなか結果が出ない、途中で研究を進める気力がなくなりそうだ、あるいは手続きが複雑で分かりにくいなど、様々な困難に直面する時もあるかと思えます。本学では相談してもらえ、学生相談窓口を設けています。躊躇することなく、気軽に相談して下さい。

縁あって本学大学院に入学された皆さんが、目的を達成できるよう私たち教職員は支援をしてまいります。一緒に頑張りましょう。

「医療現場において指導的立場に立てる有能な医療人を目指して」

九州医療科学大学

大学院医療薬学研究科長 大倉 正道



九州医療科学大学は、「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」ことを建学の理念として、教育・研究に取り組んでいます。本学の薬学部薬学科では、全国共通の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基盤とした教養教育、基礎薬学、医療薬学、実務実習の充実した教育課程に加え、独自に「予防薬学」、「臨床薬学」の観点からの学部教育を行うことで、広く人の健康を考えることができ、生活習慣の改善や予防食品・予防栄養素等の知識を患者に提供することにより、「患者を中心とした医療」をサポートできる有能な薬剤師の養成を行っています。今、日進月歩の科学の発展に伴い、医療も高度に進化し続けています。そのような中で近年、科学の発展を放置するのではなく、社会のために最適化していく学問、レギュラトリーサイエンスの概念が提唱されています。今の医療現場においては、医薬品の品質・安全性・有効性を十分な科学的根拠に基づいて予測・評価・判断する能力を身につけ、これらの能力を総合的に活用できる医療人が求められています。本学の大学院医療薬学研究科は、大学院修了後に博士（医療薬学）の学位を取得される皆様が医療現場において指導的立場で活躍されるような研究・教育課程を用意しています。大学院での研究では、「解決すべき新奇な問題の本質の把握」、「解決戦略の発案」、「解決に取り組むモチベーションの維持や解決努力の継続」、「状況に応じた解決戦略の変更」、「同僚との連携」などを多々経験することで、指導的立場の医療人に求められるさまざまな能力が鍛えられると思います。本研究科の4年間の課程で多くを学んで自信を深められ、医療人としての職責を果たせ、医療現場で指導的立場に立てる医療人となられることを期待します。



目 次

学校法人 順正学園 建学の理念

創立者 加計勉

「建学の理念」 学校法人順正学園理事長・総長 加計勇樹

「医療薬学研究科に入学する方へ」 九州医療科学大学 学長 池ノ上 克

「指導的立場に立てる有能な医療人を目指して」 大学院医療薬学研究科長 大倉正道

九州医療科学大学の概要

順正学園沿革	1
九州医療科学大学組織図	2

学則

九州医療科学大学大学院学則	3
九州医療科学大学学則（抜粋）	9

医療薬学研究科の概要

教育課程の概要	13
カリキュラム表	15
履修指導及び研究指導の方法	17
担当教員一覧	22
時間割・研究指導教員及び修了要件	25
博士論文	27
学位審査ルーブリック表	32

その他の事項

学生番号と学生証	33
学生番号	
学 生 証	
学生への連絡	33
Universal Passport	
警報発令時の休講措置	
健康管理	33
保健室	
健康管理センター	
大学院室	34
図書館	35

関係諸規程

九州医療科学大学学位規程	39
九州医療科学大学医療薬学研究科博士課程論文指導及び審査規程	46
九州医療科学大学大学院長期履修規程	45
九州医療科学大学大学院納付金納入規程	50

学歌

九州医療科学大学学歌	53
順正学園 学園歌	54
順正学園 逍遥歌	55

九州医療科学大学の概要

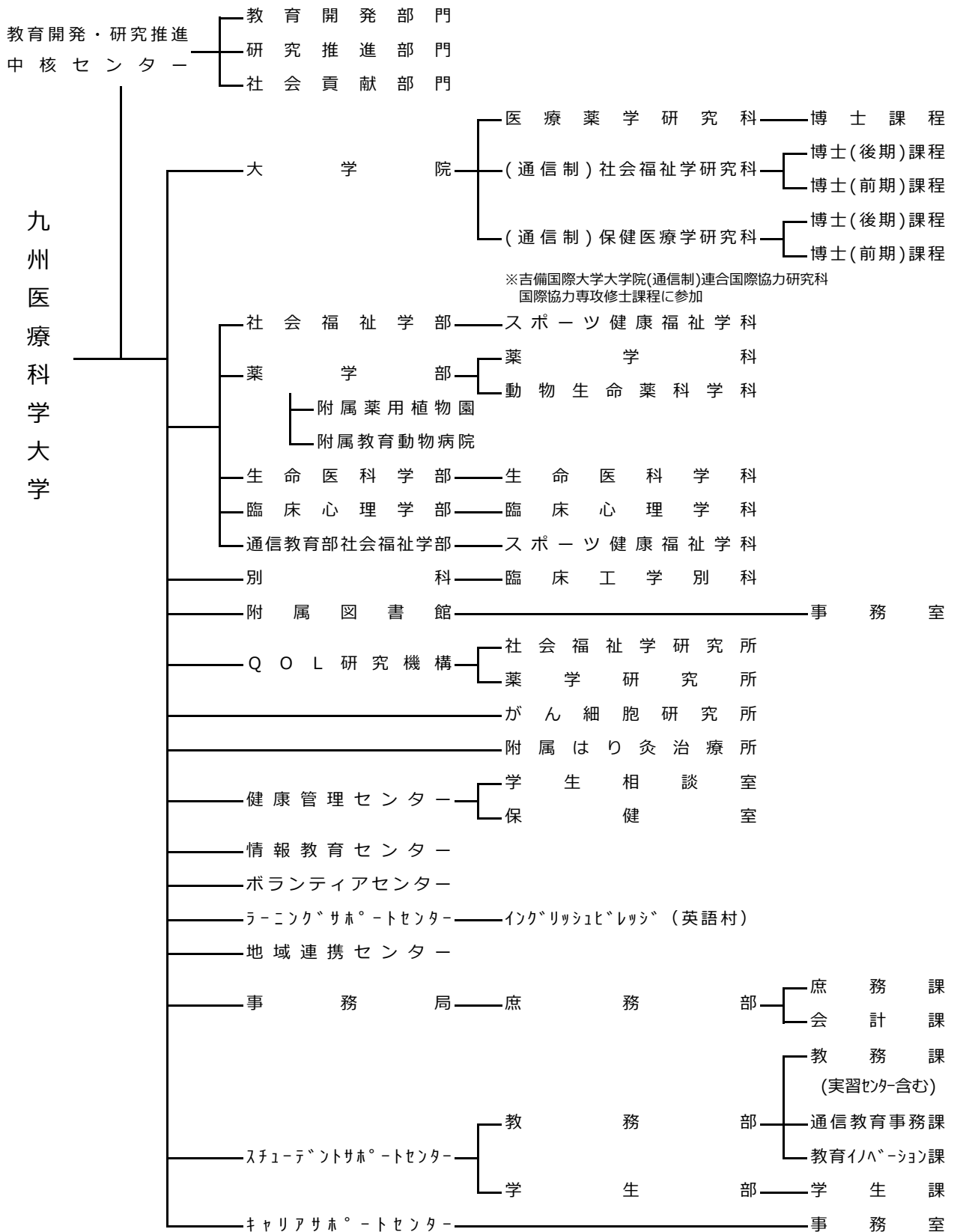
順正学園沿革
九州医療科学大学組織図

順正学園・九州医療科学大学沿革

昭和42年(1967)	学校法人高梁学園設置認可(1月) 順正短期大学を開設(4月) 順正高等看護専門学院を開設(9月)
昭和51年(1976)	順正高等看護専門学院を順正高等看護専門学校に変更(4月)
平成2年(1990)	吉備国際大学開学(社会学部国際社会学科、産業社会学科を開設)(4月)
平成11年(1999)	九州保健福祉大学開学(社会福祉学部東洋介護福祉学科、社会福祉計画学科、臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、視機能療法学科を開設)(4月)
平成14年(2002)	九州保健福祉大学通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科を開設(4月) 九州保健福祉大学大学院(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設(4月)
平成15年(2003)	九州保健福祉大学薬学部薬学科開設(4月) 九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程開設(4月) 九州保健福祉大学社会福祉学部社会福祉計画学科、臨床福祉学科3年次編入学定員各5名開設、臨床福祉学科保育士養成課程(定員50名)開設(4月)
平成16年(2004)	九州保健福祉大学大学院(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程(通信制)保健科学研究科保健科学専攻博士(後期)課程開設(4月) 九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科、福祉環境マネジメント学科を開設(4月)
平成17年(2005)	九州保健福祉大学総合医療専門学校開設(4月)
平成18年(2006)	九州保健福祉大学薬学部薬学科を6年制に移行、入学定員を200名に増員(4月)
平成19年(2007)	九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科に臨床福祉専攻、臨床介護専攻、動物療法専攻を設置(4月) 九州保健福祉大学社会福祉学部子ども保育福祉学科を開設(4月) 九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科を開設(4月)
平成20年(2008)	九州保健福祉大学大学院(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程を(通信制)連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程と名称変更し、吉備国際大学大学院との連合研究科を開設(4月) 九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科福祉ビジネス専攻を開設(4月) 九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を開設(4月)
平成21年(2009)	九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻を開設(4月) 吉備国際大学大学院(通信制)国際協力研究科国際協力専攻修士課程を(通信制)連合国際協力研究科国際協力専攻修士課程と名称変更し、九州保健福祉大学大学院との連合研究科を開設(4月) 九州保健福祉大学社会福祉学部介護福祉学科の募集を停止し、臨床福祉学科臨床福祉専攻に介護福祉コースを開設(4月)
平成22年(2010)	学校法人高梁学園を学校法人順正学園に名称変更(4月) 九州保健福祉大学視機能療法学科別科を開設(4月) 順正短期大学を吉備国際大学短期大学部に名称変更(4月)
平成24年(2012)	九州保健福祉大学大学院医療薬学研究科博士課程を開設(4月) 九州保健福祉大学臨床工学科別科を開設(4月) 順正高等看護専門学校を順正高等看護福祉専門学校に名称変更(4月)
平成25年(2013)	九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを開設(4月)
平成27年(2015)	九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科を開設(4月)
平成28年(2016)	吉備国際大学短期大学部廃止(3月)
令和2年(2020)	九州保健福祉大学保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、臨床工学科の募集を停止し、臨床心理学部臨床心理学科を開設(4月)
令和4年(2022)	九州保健福祉大学大学院(通信制)連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程を(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(後期)課程に名称変更し、併せて(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を(通信制)社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士(前期)課程に変更(4月)
令和5年(2023)	順正高等看護福祉専門学校廃止(3月)
令和6年(2024)	九州保健福祉大学を九州医療科学大学に名称変更(4月) 九州保健福祉大学大学院(通信制)保健科学研究科を九州医療科学大学大学院(通信制)保健医療学研究科に名称変更(4月) 九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に救急救命コース、スポーツ科学コース、鍼灸健康コース、ソーシャルワークコースを開設(4月) 九州医療科学大学通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科を開設し、ハイブリッドコースを開設(4月) 九州保健福祉大学総合医療専門学校を九州医療科学大学専門学校に名称変更(4月)

九州医療科学大学組織図

令和6年4月1日現在



学則

九州医療科学大学大学院学則
九州医療科学大学学則（抜粋）

九州医療科学大学大学院学則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 九州医療科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを趣旨とする。

(課程)

第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。

第2章 組織、目的及び修業年限

(研究科・専攻及び収容定員)

第3条 本大学院には、次の研究科及び専攻をおき、収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	4名	16名

(研究科・専攻の目的)

第4条 本大学院の研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	目的
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	医薬品の品質、安全性、有効性を十分な科学的根拠に基づき、予測、評価、判断できる能力を有し、それらの能力を総合的に活用することで医療人として最善の職責を果たすことができ、臨床現場において指導的立場に立てる医療人の養成を目的とする。

(修業年限)

第5条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年とする。

(長期在学年限)

第6条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程における最長在学年限は8年とする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第7条 学年・学期及び休業日は、九州医療科学大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第4章 授業科目・研究指導及び課程の修了要件

(教育方法等)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法によって教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 本大学院において開設する授業科目及び単位数は別表Iのとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第10条 授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。

(研究指導)

第11条 本大学院における研究指導の内容等については、別に定める。

(課程の修了要件)

第12条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、大学院生(以下、学生という。)が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとして認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が本学研究科に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む)を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、学長が研究科教授会の意見を聴き、15単位を超えない範囲で認定し、前条第2項における他の大学院において修得した単位数と合わせて20単位(本大学院の科目等履修生として修得した単位15単位を含む)を超えないものとする。

(既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第14条の2 本大学院において、第13条、第14条の規定に基づき6単位以上を修得したものとみなす場合であって、当該課程の一部を履修したと認めるときは、学長が研究科教授会の意見を聴き、1年を超えない範囲で第5条に定める修業年限の一部として在学したものとみなすことができる。ただし、第14条の規定に基づき認定する単位については、第21条に規定する入学資格を有した後、修得した単位に限るものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第15条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

第5章 学位論文及び最終試験

(学位論文の審査等)

第16条 学位論文の審査については別に定める。

(最終試験)

第17条 最終試験は所定の単位を修得し、かつ、論文の審査に合格した者について行う。

第6章 学位の授与

(学位)

第18条 本大学院の課程を修了した者に次の学位を授与する。

医療薬学研究科 博士(医療薬学)

(学位の授与)

第19条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学資格等

(入学の時期)

第20条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第 21 条 医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学選抜により選考された者とする。

- (1) 大学の薬学、医学（歯学を含む）、獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る）を履修する課程を卒業した者
- (2) 大学の旧 4 年制薬学科を卒業し修士課程を修了した者あるいは旧 4 年制薬学科を卒業後 3 年以上経過し、修士課程修了と同等であると本学が認めた者
- (3) 外国において学校教育における 18 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 外国において学校教育における薬学を履修する課程を修了し、大学における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、薬学、医学（歯学を含む）、獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る）の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者。

(入学志願)

第 22 条 前条の規定により入学を志願する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

(入学選抜・入学手続)

第 23 条 入学志願者に対するの選抜方法および入学手続に関する事項については、別に定める。

第 8 章 入学検定料・入学金及び授業料

(入学検定料・入学金・授業料等の額)

第 24 条 入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の納付)

第 25 条 授業料等の諸納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の期日までに納入を怠っている者は、それを納入するまで授業を受講すること並びに附属図書館備えつけの図書の閲覧を禁止することがある。

(納付金の返還)

第 26 条 既納の入学検定料・入学金及び授業料等諸納付金は原則として返還しない。

第 9 章 管理運営組織

(大学協議会)

第 27 条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(研究科教授会)

第 28 条 本大学院医療薬学研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第 10 章 特待生・委託生・科目等履修生、外国人留学生、特別研究生・研究生

(特待生)

第 29 条 本大学院に入学した者で、入学試験並びに学部在学中の成績、人物等を総合的に考慮して優秀と判断された者を特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 30 条 国内の大学・公共団体、またはその他の機関から第 21 条の規定によらないで本大学院の博士課程の修学を委託される者がある時は、正規の学生の修学に支障を来たさない限り選考の上、委託生として入学を許可する。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第 31 条 本大学院の特定の科目について、履修を願い出た者がある時は、授業に支障を来さない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 32 条 日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第 33 条 本大学院に特別研究生を受け入れることができる。

2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

第 11 章 通 信 制

(通信制)

第 34 条 本大学院に次の研究科をおく。

(通信制) 社会福祉学研究科

(通信制) 保健医療学研究科

2 通信制に関する規程は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(準用規程)

第 35 条 この大学院学則に定めるもののほか、学生に関する事項については、本学学則を準用する。

附則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 13 条、第 14 条については従前の規定による。

附則 この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I [授業科目及び、単位数]

本大学院において開設する授業科目及び、単位数は次のとおりとする。

医療薬学研究科医療薬学専攻博士課程

科目区分	授業科目	年次	必修	選択
医療薬学専攻科目群	医療倫理学特論	1	2	
	医療薬学研究方法特論	1	2	
	医療薬学総合演習	3・4	2	
	(特別研究)	1～4	0	
品質	医療分子機能化学特論	1・2・3		2
	東洋医薬学特論	1・2・3		2
	臨床分析化学特論	1・2・3		2
	応用薬剤学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習 I	1・2・3	2	
安全性	免疫化学療法学特論	1・2・3		2
	薬品作用学特論 I	1・2・3		2
	薬品作用学特論 II	1・2・3		2
	医療公衆衛生薬学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習 II	2・3	2	
有効性	臨床薬学特論 I	1・2・3		2
	臨床薬学特論 II	1・2・3		2
	フィジカルアセスメント特論	1・2・3		2
	感染症治療薬学特論	1・2・3		2
	医療薬学基礎演習 III	2・3	2	

別表Ⅱ [納付金]

- 一 入学検定料 30,000 円
- 二 入 学 金 150,000 円
- 三 授業料、その他納付金

研究科名	授業料	合 計
医 療 薬 学 研 究 科	980,000 円	980,000 円

九州医療科学大学学則（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

第2章 学年・学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 1学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

（休業日）

第8条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日
- 三 創立者の日 4月30日
- 四 創立記念日 5月4日
- 五 夏期休業
- 六 冬期休業
- 七 学年末休業

2 前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目及び単位数

（授業科目の単位の基準）

第13条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業の方法）

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前2項に関する規程は別に定める。

第 5 章 授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

(授業科目の履修及び単位の認定)

第32条 学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

(学習の評価)

第36条 成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀（S）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）の評価をもってし、不可（D）は不合格とする。

第 6 章 表彰・懲戒及び除籍

(表彰)

第39条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

(懲戒)

第40条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓 告

停 学

退 学

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく出席常でない者
 - 四 学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者
- 4 停学が引続き3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。

- 一 第5条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
 - 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
 - 三 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
 - 四 長期間にわたり行方不明の者
 - 五 死亡した者
- 2 前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第 8 章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第49条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

(健康診断)

第50条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第 12 章 教職員組織

(教職員組織)

第57条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第 13 章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第 58 条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

第 14 章 通信教育部

(通信教育部)

第 60 条 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項については、別に定める。

第 15 章 大学院

(大学院)

第 61 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則については、別に定める。

第 16 章 附属施設

(附属図書館)

第 62 条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第 63 条 本学薬学部に附属薬用植物園を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

医療薬学研究科の概要

教育課程の概要

カリキュラム表

履修指導及び研究指導の方法

担当教員一覧

時間割・研究指導教員及び修了要件

博士論文

教育課程の概要

「大学名称」九州医療科学大学
Kyushu University of Medical Science
「研究科名称」大学院 医療薬学研究科
Graduate School of Clinical Pharmacy
「専攻名称」医療薬学専攻
Doctoral Course in Clinical Pharmacy
「学位名称」博士（医療薬学）
Doctor of Clinical Pharmacy

【教育理念とミッション】

本学大学院医療薬学研究科医療薬学専攻(D)では、「医薬品の品質、安全性、有効性を十分な科学的根拠に基づき、予測、評価、判断できる能力を有し、これらの能力を総合的に活用することで、医療人として最善の職責を果たすことができ、臨床現場において指導的立場に立てる医療人を養成する」ことを教育目標とする。

【修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

九州医療科学大学大学院医療薬学研究科医療薬学専攻（以下、「本研究科」）では、本大学院の課程を修め、30単位の単位修得と学位論文等の条件を満たし、レギュラトリーサイエンスの概念に基づき、医薬品の品質、安全性、有効性を十分な科学的根拠により、予測、評価、判断できる能力を有し、これらの能力を総合的に活用することで、医療人として最善の職責を果たすことができ、臨床現場において指導的立場に立てるよう、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

（1）臨床現場における倫理観と問題解決能力

臨床現場における倫理問題を患者、家族、生活者の人権や尊厳に配慮して自己解決し、人の命と健康な生活を守るために行動することができる。

（2）医薬品の品質の予測、評価、判断能力

医薬品の品質について科学的根拠に基づき予測、評価、判断できる。

（3）医薬品の安全性の予測、評価、判断能力

医薬品の安全性について科学的根拠に基づき予測、評価、判断できる。

（4）薬品の有効性の予測、評価、判断能力

医薬品の有効性について科学的根拠に基づき予測、評価、判断できる。

（5）臨床現場における論理的思考能力

臨床現場において論理的思考をもとにその能力を発揮し、指導的立場に立てる医療人として最善の職責を果たすことができる。

【教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）】

本研究科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

各科目の修了認定・学位授与の方針（DP）との関連性、カリキュラム体系・科目間の関連性を示すために、カリキュラムの構成図を明示します。

1 教育内容

（1）倫理観・問題解決能力の構築

臨床の場における倫理問題を自己解決できる倫理思考能力、さらに、薬学における研究方法に関する多角的な知識を習得することで臨床現場において発生した問題への対処能力を修得します。

（2）品質の予測、評価、判断能力の構築

医薬品の品質について、十分な科学的根拠に基づき予測、評価、判断するための医薬品の特性や分析法に関する知識を修得します。

（3）安全性の予測、評価、判断能力の構築

医薬品の安全性について、十分な科学的根拠に基づき予測、評価、判断するための医薬品の作用機序や公衆衛生に関する知識を修得します。

（4）有効性の予測、評価、判断能力の構築

医薬品の有効性について、十分な科学的根拠に基づき予測、評価、判断するための医薬品の使用法や医薬品に対する身体の機能評価に関する知識を修得します。

(5) 論理的思考能力の構築

特別研究および論文作成をとおして、臨床現場における論理的思考能力を修得します。

2 教育方法

- (1) 各科目はシラバス（一般目標、到達目標、評価方法、オフィスアワー、授業内容などを示したもの）記載の教育方法に沿って行います。
- (2) 医薬品の「品質」、「安全性」、「有効性」に関する知識の総合的な活用能力の確認のために、段階を追ったプログラムを実施します。
- (3) 特別研究および論文のテーマは、研究指導教員の指導の下、将来の進路に捉われることなく純粋な学術的興味に従い、さらに医薬品の「品質」、「安全性」、「有効性」の独立した3群の区分に捉われることなく、研究指導教員が取り組んできたこれまでの研究を参考にして討議を重ね決定します。

3 教育評価

- (1) 学期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って合否を判定します。
- (2) 修了時には、博士論文審査および最終試験の合格を求めます。

【入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）】

本研究科では、修了認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程の編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

- (1) 薬学系専門知識（薬剤師国家試験問題程度）を身につけている。
- (2) 「指導的立場に立てる有能な医療人」になりたいという強い意志・向学心を持つ。
- (3) 豊かな人間性と医療人として高い資質を持つ。

【九州医療科学大学大学院医療薬学研究科医療薬学専攻 カリキュラムの構成図】



カリキュラム表

医療薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

科目群	科目名	開講年次	必修	選択	備考
専攻科目群 医療薬学	医療倫理学特論	1	2		3科目6単位修得
	医療薬学研究方法特論	1	2		
	医療薬学総合演習	3・4	2		
	(特別研究)	1～4	単位なし		
品質科目群	医療分子機能化学特論	1・2・3		2	各科目群の必修科目を含め2科目4単位以上を選択し、12科目24単位以上修得
	東洋医薬学特論	1・2・3		2	
	臨床分析化学特論	1・2・3		2	
	応用薬剤学特論	1・2・3		2	
	医療薬学基礎演習Ⅰ	1・2・3	2		
安全性科目群	免疫化学療法学特論	1・2・3		2	
	薬品作用学特論Ⅰ	1・2・3		2	
	薬品作用学特論Ⅱ	1・2・3		2	
	医療公衆衛生薬学特論	1・2・3		2	
	医療薬学基礎演習Ⅱ	2・3	2		
有効性科目群	臨床薬学特論Ⅰ	1・2・3		2	
	臨床薬学特論Ⅱ	1・2・3		2	
	フィジカルアセスメント特論	1・2・3		2	
	感染症治療薬学特論	1・2・3		2	
	医療薬学基礎演習Ⅲ	2・3	2		
必修科目6科目12単位、選択必修科目18単位以上 合計30単位以上修得					

※修了要件は、4年以上在籍し、標記カリキュラム表の通り、必修科目12単位を含め、選択必修科目18単位以上合計30単位以上を修得し、在籍中に博士論文を提出し最終試験に合格した者。

【カリキュラムの内容】

1) 科目履修：

本研究科では、レギュラトリーサイエンスの概念に基づき、医薬品の品質、安全性、有効性を十分な科学的根拠により、予測、評価、判断でき、これらの能力を総合的に活用する能力を涵養する。本研究科大学院生(以下、学生)の将来の進路として、(1)病院薬局勤務希望、(2)調剤薬局勤務希望、(3)病院薬局または調剤薬局勤務を想定しているが、まだ特定していない、(4)基礎系大学教員や創薬研究者希望等の4つのパターンを想定している。従って、研究指導教員は、入学時に学生の将来の進路について面談をおこない、必修6科目に加えて推奨履修モデルを提示し選択科目を決定する。

具体的には、1年次に「医療倫理学特論」と「医療薬学研究方法特論」2科目(4単位)を必修とし、ここでは、薬剤師としての臨床の場における倫理問題を自己解決できる倫理思考を習得させ、さらに、薬学における研究方法に関する多角的な知識を習得することで臨床現場において発生した問題への対処能力を涵養する。

そして、医薬品の品質、安全性、有効性について科学的根拠に基づき予測、評価、判断できる能力を涵養する科目として、①品質、②安全性、③有効性の3群に分類し、各群に主要科目4科目、合計12科目を、さらに、各群におけるそれらの能力の総合的活用を目指す科目として「医療薬学基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の3科目を配している。具体的には、「①品質」科目群では、「医療分子機能化学特論」、「東洋医薬学特論」、「臨床分析化学特論」、「応用薬剤学特論」を、「②安全性」科目群では、「免疫化学療法学特論」、「薬品作用学特論Ⅰ・Ⅱ」、「医療公衆衛生薬学特論」を、「③有効性」科目群では、「臨床薬学特論Ⅰ・Ⅱ」、「フィジカルアセスメント特論」、「感染症治療薬学特論」を専門選択科目として合計12科目(24単位)を編成し、その中から9科目(18単位)以上修得し、また、「①品質」科目群には「医療薬学基礎演習Ⅰ」を、「②安全性」科目群には「医療薬学基礎演習Ⅱ」を、「③有効性」科目群には「医療薬学基礎演習Ⅲ」を必修科目として合計3科目(6単位)を編成し、3年次又は4年次には、安全で効果的な薬物療法を提案できるよう「医療薬学総合演習」1科目(2単位)を必修科目として配している。

2) 特別研究：

特別研究における論文作成で培われる論理的思考能力は、これらの総合的活用能力を飛躍的に増幅させることで薬剤師として最善の職責を果たすことができ、臨床現場において指導的立場に立てる薬剤師の養成に極めて重要である。従って、博士論文の主題は、研究指導教員の指導の下、学生が将来の進路に捉われることなく純粋な学術的興味に従い、さらに医薬品の品質、安全性、有効性の独立した3群の区分に捉われることなく、研究指導教員が取り組んできたこれまでの研究テーマを参考にして討議を重ね決定する。即ち、特別研究の目的は、社会に貢献できるより質の高い論文を作成することであり、その過程の中で学生が高度な論理的思考能力を身につけることにある。

履修指導及び研究指導の方法

【履修指導】

本研究科学生の将来の進路として、(1)病院薬局勤務希望、(2)調剤薬局勤務希望、(3)病院薬局または調剤薬局勤務を想定しているが、まだ特定していない、(4)基礎系大学教員や創薬研究者希望等の4つのパターンを想定している。従って、研究指導教員は、入学時に学生の将来の進路について調査をおこない、必修6科目に加えて選択科目の推奨履修モデルを提示する。

(1) 病院薬局勤務希望者については、高度医療をサポートするための薬物構造活性相関の知識の必要性、また近年病院薬局の多くでTDMをはじめとする分析機器の導入が進んでいることからそれらの活用を想定して、「①品質」科目群から「医療分子機能化学特論」、「臨床分析化学特論」の2科目の選択を推奨し、さらにこの群におけるそれらの能力の総合的活用を目指す必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅰ」を修得する。また、「②安全性」科目群からは、臨床での薬物療法の基礎となる「薬品作用学特論Ⅰ・Ⅱ」に加えて、高度医療に不可欠な「免疫化学療法学特論」の3科目の選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅱ」を修得する。「③有効性」科目群では、医療現場で必須と考えられる「臨床薬学特論Ⅰ」に加えて「臨床薬学特論Ⅱ」、薬剤師ベッドサイド業務に対応するための「フィジカルアセスメント特論」や「感染症治療薬学特論」の4科目全ての選択を履修し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅲ」を修得する。

(2) 調剤薬局勤務希望者については、地域医療におけるコミュニティー薬局業務が不可欠であることから、「①品質」科目群では、漢方薬のOTCに関わる「東洋医薬学特論」、「応用薬剤学特論」の2科目の選択を推奨し、さらに、この群におけるそれらの能力の総合的活用を目指す必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅰ」を修得する。また、「②安全性」科目群では、臨床での薬物療法の基礎となる「薬品作用学特論Ⅰ・Ⅱ」に加えて地域予防薬学の観点から「医療公衆衛生薬学特論」の3科目の選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅱ」を修得する。「③有効性」科目群では、医療現場で必須と考えられる「臨床薬学特論Ⅰ」に加えて「臨床薬学特論Ⅱ」、在宅医療に対応するための「フィジカルアセスメント特論」や「感染症治療薬学特論」の4科目全ての選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅲ」を修得する。

(3) 病院薬局または調剤薬局勤務希望しているが、まだ特定していない者については、将来どちらの勤務に就いても対応できるよう履修指導をおこないたい。そこで、「①品質」科目群から、「医療分子機能化学特論」、「臨床分析化学特論」、「応用薬剤学特論」の3科目の選択を推奨し、さらに、この群におけるそれらの能力の総合的活用を目指す必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅰ」を修得する。また、「②安全性」科目群では、臨床での薬物療法の基礎となる「薬品作用学特論Ⅰ・Ⅱ」に加えて高度医療に不可欠な「免疫化学療法学特論」の3科目の選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅱ」を修得する。「③有効性」科目群では、医療現場で必須と考えられる「臨床薬学特論Ⅰ」のみとし、薬剤師ベッドサイド業務・在宅医療に対応するための「フィジカルアセスメント特論」や「感染症治療薬学特論」の3科目の選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅲ」を修得する。

(4) 基礎系大学教員や創薬研究者希望者については、品質および安全管理が重要であることから、「①品質」科目群から、「医療分子機能化学特論」、「臨床分析化学特論」、「東洋医薬学特論」、「応用薬剤学特論」の4科目全ての選択を推奨し、さらに、この群におけるそれらの能力の総合的活用を目指す必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅰ」を修得する。「②安全性」科目群では、臨床での薬物療法の基礎となる「薬品作用学特論Ⅰ・Ⅱ」、「免疫化学療法学特論」、「医療公衆衛生薬学特論」の4科目全ての選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅱ」を修得する。「③有効性」科目群では、薬剤師ベッドサイド業務・在宅医療に対応するための本学独自の「フィジカルアセスメント特論」のみ1科目の選択を推奨し、さらに必修演習科目「医療薬学基礎演習Ⅲ」を修得する。

【研究指導】

博士論文の主題は、研究指導教員の指導の下、学生が将来の進路に捉われることなく純粋な学術的興味に従い、研究指導教員が取り組んできたこれまでの研究テーマを参考にして討議を重ね、さらに、医薬品の品質、安全性、有効性の独立した3群の区分に捉われることなく決定する。研究指導では、博士論文が社会により大きく貢献できることを目標に、可能な限り高いレベルの学術論文作成を目指す。

科目名：(特別研究) 単位数：0

授業の概要・一般目標 (GIO)

臨床現場において指導的立場に立てる医療人として、医薬品の品質、安全性、有効性を含めた様々な業務上の専門性の高い問題に対処するために、問題点を抽出し検討課題を設定する能力、課題遂行の手法を選択し実施する能力、検討結果を客観的に評価し総括する能力、さらに、成果を公表し社会に還元する能力が求められる。博士論文の作成は、それらの能力を培い本研究科が目指す有能な指導的立場に立てる医療人養成に不可欠なものである。さらに、特別研究で作成する博士論文は、それ自体、社会への貢献において学術的に十分な新規性が求められる。そこで特別研究では、学生が将来の進路に捉われることなく、純粋な学術的興味に従い、各研究指導教員が取り組んできたこれまでの研究テ

マを参考に討議を重ね、研究指導教員を決定する。さらに2年次からは、研究内容に応じて複数の補助指導教員を配置し、よりきめ細やかな指導に基づいて研究を実施できる体制を整える。博士論文の主題は、研究指導教員の指導の下、医薬品の品質、安全性、有効性の3群の枠に捉われることなく決定することとし、高いレベルの学術論文を作成することを目標とする。

【特別研究 研究指導教員の研究領域】

(1 前田 和彦 教授)

これまで脳死からの臓器移植、安楽死、尊厳死、医療過誤等において、臨床上の医療従事者の倫理観と法的責任について研究を進めてきた。近年は、従来の研究に加えて、医療従事者(薬剤師を中心として)の資格法上の業務範囲と実際の医療現場での業務範囲との適合を現場のリサーチ等から比較検討し、医療従事者に必要な倫理観と対応する法制度の再構築を図るべく研究を進めている。薬剤師等の医薬品使用の安全性等は、対応する専門職の臨床に特化した倫理観とそれを支える法制度の適切な相関関係の中にあるべきとすることを導き出すのが研究の主眼である。

(2 山崎 哲郎 教授)

これまで生理活性化化合物の探索を目的として、尿素誘導体やエンヒドラジンを出発原料とした窒素原子、酸素原子、イオウ原子等を含む4～7員環の新規複素環化合物の合成および合成法の開発研究を進めるとともにペプチド合成に必要な脱水縮合剤の合成研究を行ってきた。近年では、遺伝子をターゲットとした新たな機能性核酸誘導体のモノマー、オリゴマーの合成研究ならびに生理活性を有する新規ジペプチド誘導体の合成研究を進めている。

(3 高村 徳人 教授)

これまで血清中のヒト血清アルブミン(HSA)および α 1-糖蛋白質(AGP)の薬物結合サイトの結合能と薬物生体内分布の関連やサイトの微環境変化およびHSAの抗酸化能についての研究を進めてきた。近年は、HSAおよびAGPの結合サイトの経時的な結合変化を患者血清から直接測定するための手法を開発し、その結果に基づき鎮痛薬の効果的な投与方法の臨床応用を可能としている。さらに病態評価のためのフィジカルアセスメントの手法も取り入れている。これらの経験をもとに、HASやAGPの解析法および臨床応用についても修得する。研究手法としては、HPLCや円二色による分析法および蛍光プローブ法やUV吸収差スペクトル法などを用いている。

(4 黒川 昌彦 教授)

これまで伝統医薬物やサプリメント等から新規抗ウイルス薬の開発やウイルス感染病態および宿主感染免疫防御機序の解析に関する研究とともに、遺伝子治療への応用に向けたウイルスベクターの基礎研究を進展させてきた。近年は、これらの研究に加えQOLの維持・増進に貢献できる研究として、ウイルス感染動物を用いて、胎児期・新生児期環境化学物質暴露やメタボリックシンドロームによる感染症増悪化現象の立証とその解析研究を進めている。研究方法として、種々のウイルス感染動物や培養細胞を用いて、病態解析を基盤としてウイルス学的、免疫学的、生化学的、分子生物学的な種々の手法を用いて、感染病態変化を遺伝子レベルで解析している。

(5 横山 祥子 教授)

これまでにプロスタグランジンなど不安定な薬物の分解反応を速度論的に解析し、生体内界面活性物質を使った安定化を報告した他、新規抗腫瘍活性化化合物OSW-1の標的指向性を目的とした表面修飾リポソームを用いたDDS研究を行ってきた。最近では、原子間力顕微鏡法(AFM)の手法を用いて、生体膜表面でのシグナル伝達や細胞認識などの生体界面現象を解明するとともに、生体膜と薬物の相互作用

用というテーマで薬物の分布状態、選択的集積性の有無、薬物活性、副作用などを目で見える画像として捉えることにも取り組んでいる。

(6 鈴木 彰人 教授)

これまで、薬物血中濃度解析および副作用モニタリングの手法を用いて、処方設計支援を中心とした医薬品適正使用に関する研究を行ってきた。近年は、日本を含めた主要諸国において、チーム医療で行う臨床栄養管理が重要視されるようになったことから、薬物療法のみならず栄養療法にまで視点を広げ、脳血管障害回復期における適正な臨床栄養評価の実施に関する研究を手がけてきた。現在はさらに、侵襲期、特に外科手術時の栄養管理について、新たな栄養指標として酸化ストレスマーカーを取り入れることを試み、生化学的手法を用いて栄養療法における個別化治療に貢献できることを目指している。

(7 白崎 哲哉 教授)

これまで、電気生理学、Ca²⁺イメージング、行動科学的手法などを用いて、中枢・末梢神経の生理機能と薬毒物の薬効および副作用発現機序等について解明して来た。最近では、超音波発声など非接触性の最新行動科学解析技術も取り入れて、環境要因の中枢神経機能に対する影響の解明と予防薬学への応用を目指している。また、環境要因とウェアラブル端末を利用した、ヒトでの疾病予防・健康サポート法についても検討している。

(8 徳永 仁 教授)

これまで副作用の軽減を目指した薬物投与設計に関する研究、副作用を誘発する薬物の体内動態に関する研究及び薬学的評価に関する統計解析などを進めてきた。方法としては、HPLC、原子吸光度計、培養細胞によるトランスポート実験、MTT試験である。また近年は、副作用を発見するために必要なバイタルサイン及びフィジカルアセスメントが学べる教材開発を進めている。方法としては、患者データをプログラムしたシミュレータと様々な医療機器を組み合わせることにより病態変化が確認できるシミュレーション教授法の構築やeラーニング教材の開発を手がけている。

(9 大塚 功 教授)

細胞表面に存在する糖鎖は細胞間情報伝達機構に深く関与しており、これら糖鎖の機能を化学的及び物理的見地からの解明を目指している。これまでに疑似細胞膜上における糖鎖を原子間力顕微鏡で観察することで、その物理的挙動を明らかにした。また、糖鎖認識機構を明らかにするための分子ツールを化学合成により開発し、レクチンとの相互作用解明を目指している。さらに天然由来糖脂質を化学合成することで、新たな糖鎖機能の解明や創薬に繋がる研究を行っている。

(10 大倉 正道 教授)

これまで緑色蛍光タンパク質(GFP)を用いた蛍光Ca²⁺プローブG-CaMPを開発・改良し、イメージングによる神経回路機能の研究を行ってきた。近年は、さまざまな蛍光プローブの開発・改良とそれらの病態モデル実験系への応用を通じて、発症の前兆となり得る微弱な細胞活動異常の検出、発症に至る過程での細胞活動の変容の解明を目指した研究を行っている。研究手法として、分子細胞生物学、生化学、薬理学、分子間相互作用測定、光学測定、蛍光イメージングなどを用いている。

(11 木村 博昭 教授)

私が薬学部に進んだのは、新しい薬を開発して、多くの人に貢献しようという考えからです。免疫・炎症反応に興味を持ち、薬学部の学生の時から炎症に関わる病態の発症機構を解明し、新規治療法を開発するために、マウスや細胞を利用して研究しています。免疫に関わる病態として自己免疫やアレルギーなどの疾患がありますが、最近、糖尿病などのメタボリック症候群や癌においても免疫が関与することがわかっています。数種類の遺伝子改変マウスや改変細胞を利用して、標的となる分子がどのように上記の疾患の病態に関わっているかを解明し、新規の治療法を開発する研究を行っています。

(12 鳥取部 直子 教授)

これまで生活習慣病モデルラットにおける交感神経調節機構、また循環器系疾患モデル動物を使用した健康食品の安全性および副作用についての研究を進めてきた。近年は、心臓バイパス手術におけるヒトバイパス血管のセロトニン誘発収縮を増強するリスクファクターの解明を進めている。研究方法として、血管収縮反応測定のためのマグヌス法、組織免疫染色、ウエスタンブロット、ノザンブロット、PCR など分子生物学手法を用いている。

(13 金光 卓也 教授)

医薬品や生理活性物質の中には不斉炭素を含み、その立体異性体により示す薬理作用や薬理活性の異なるものがある。そのような化合物を光学純度良く合成する不斉反応の開発は、有機合成化学に与えられた最も重要な課題の一つである。これまでに有機分子触媒を利用した不斉反応法を開発を行い、HIVプロテアーゼ阻害剤や鉱質コルチコイド受容体拮抗薬などの生理活性物質の合成を達成した。現在、さらに有効な新規有機分子触媒の開発とそれを用いた不斉反応の開発、有用天然物の合成とそれをリード化合物とした類縁体の構造活性相関の解明を目指して、有機合成化学を中心とした研究を行なっている。

(14 緒方 賢次 教授)

これまで薬物の治療効果を高めるための投与計画に関する研究を進めてきた。具体的には薬物血中濃度モニタリング(Therapeutic Drug Monitoring: TDM)に関する研究、タンパク結合置換現象を利用した薬物の遊離型濃度を高めるための研究である。近年は、ヒトおよび病態モデル動物における薬物の体内動態と薬理効果の関係解析、フィジカルアセスメントの手法や非侵襲的に病態を評価できる医療機器を用いて薬物の体内動態の変化を簡便に評価する方法の開発に取り組んでいる。研究手法としては、動物実験、HPLCや蛍光プローブ法などを用いている。

(15 松本 貴之 教授)

これまで糖尿病や高血圧といった慢性疾患モデルを用い血管収縮、弛緩反応の異常とその機序について解析を進めてきた。近年は、様々な物質ならびに生体内イベントの血管機能への直接的影響について解明を進めるとともに、慢性疾患における血管機能障害を惹起する物質の探索を進めている。研究方法として、薬理学、生理学的手法による血管機能測定ならびに血管機能に関連する情報伝達機構の解析、さらに、生化学、分子生物学的手法を組み合わせ分子機序の解析を行っている。

(16 田原 佳代子 准教授)

医薬品の中には代謝物に強い毒性がある場合があり、生体内で反応性の高い代謝物を生成することが原因と考えられている。このような薬物について、生体内と同一の代謝物を効率よく生成し、検出する方法を開発してきた。生体内では、反応性代謝物が生体内分子と反応し(このことが毒性に繋がる)、反応性代謝物の単離は行えないため、生体外で薬物代謝物を生成できる電気化学反応を使ってアプローチしている。今後、反応性代謝物の構造や生体内分子との反応機構を明らかにし、毒性メカニズムの解明に繋げていく。

(17 吉田 裕樹 准教授)

これまで糖尿病などの肥満関連疾患に対する新規予防・改善法開発のために、脂肪組織・細胞や免疫細胞の炎症・機能制御に対する食品成分や天然物由来成分の有用性評価を行ってきた。さらに近年は、食品成分による免疫細胞の機能制御を標的としたアレルギー疾患の予防・治療法開発に関する基礎研究を進めている。研究方法は、実験動物や培養細胞を使い、生化学・分子細胞生物学・免疫学等の実験手法と用いる。これらの研究を通して、食品成分等の疾患に対する有用性評価と作用機序の解明を目指す。

(18 甲斐 久博 准教授)

これまで医薬先導化合物や機能性成分を開拓するために、成分報告の乏しい薬用植物や農作物などの天然資源から新規生理活性物質の探索を行ってきた。さらに近年は、メタボロミクスを基軸とした薬用植物の品質評価法を構築する研究に挑戦している。研究方法は、カラムクロマトグラフィーやHPLCを用いた分離精製、NMRやMSを用いた構造解析、培養細胞や酵素を用いた生理活性評価など広範囲に及ぶ。これらの研究を通して、天然資源含有成分の医薬品や化粧品への活用および高精度なスクリーニングツールの開発を目指す。

(19 常住 淳 准教授)

癌細胞が分泌する細胞外マトリックス分子やマトリセルラープロテイン、またそれらをプロセッシングすることで制御をおこなうプロテアーゼを中心に生化学、分子生物学的解析を行っています。細胞外マトリックスの形成やターンオーバーには、それらの構成分子を切断することにより修飾を行う、プロテアーゼが重要な因子であると考えられています。これらの異所性の発現や活性化が細胞外マトリックスの変化をもたらし、異常な細胞の増殖、移動など様々な病態に関与することが示唆されていますが、解明されていない部分が多く残されています。マトリックス・プロテアーゼ研究を通じて、がん転移や炎症などの病態解明に取り組んでいます。

(20 堤 敏彦 准教授)

第2世代の生理活性リン脂質の代表格である血小板活性化因子PAFの細胞内での動態を手始めに、細胞増殖・分化や創傷治癒など様々な生理作用を有するリゾホスファチジン酸(LPA)について研究している。近年は、LPAが腎傷害の憎悪か治癒のいずれに機能をするかを調べるために様々な腎傷害モデルを作成し、体液や組織中のLPAや関連する脂質およびその産生酵素について調べてきた。また、LPAの消化管での代謝と粘膜上皮細胞への作用や疾患の関連性についても調べた。現在は、グリセロホスホジエステラーゼファミリーについても着目している。リゾリン脂質の産生・代謝酵素、受容体の量的および質的変動、並びにそれら組織における生理学的・病態生理学的役割を明らかにした。

(21 渥美 聡孝 准教授)

薬用植物の安定供給は国家における医療保健の根幹を担う課題である。薬用植物は医薬品原料となるだけでなく、漢方薬原料として、疾病の治療に重要な役割を担っています。しかし日本国内の薬用植物の自給率は約1割で、ほとんどを海外からの輸入に頼っており、漢方薬などの医薬品供給はカントリーリスクを抱えているといえます。薬用植物の国内自給率を改善し、薬剤師の任務である「医薬品の安定供給」を達成することを目的として、エビデンスを基にした薬用植物栽培方法の国内標準化に関する研究を行います。本研究を行うことによって、品質の良い薬用植物の国内供給を達成します。

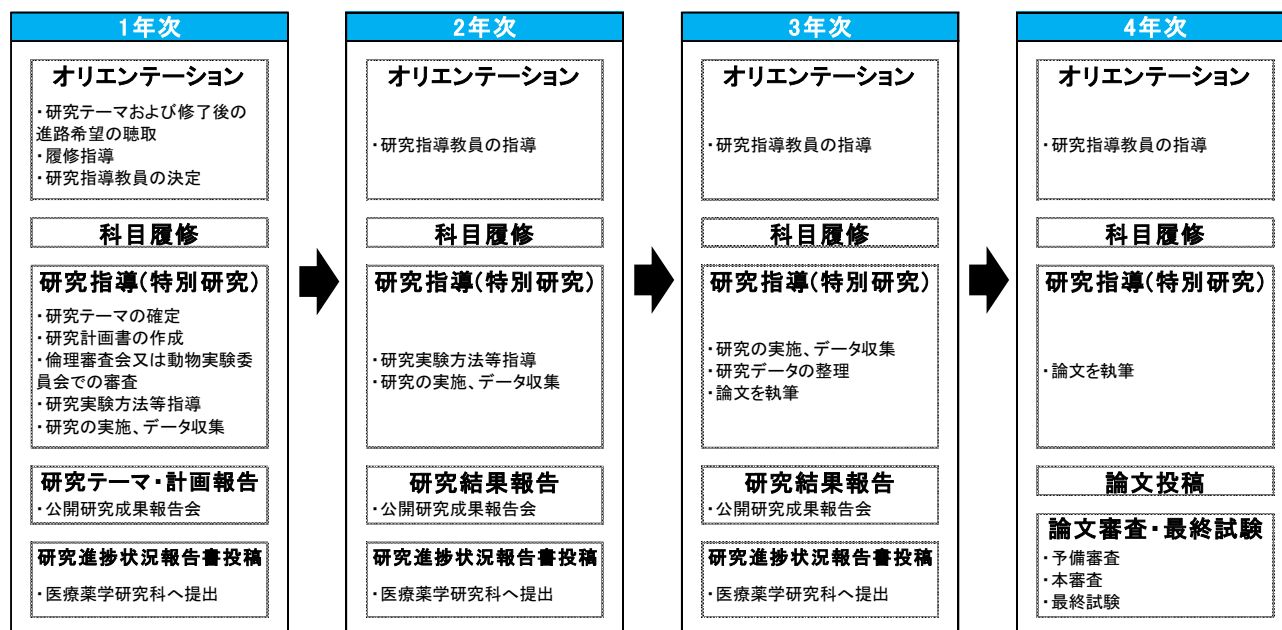
(22 戸井田達典 准教授)

これまで、生存分析をメインとした内科領域（特に、腎疾患・透析領域）の臨床研究や疫学研究を行ってきた。「臨床研究は目の前の患者から生まれるクリニカルクエストから出発する」という理念のもと、臨床から得られたデータについて統計解析ソフトを用いて統計学的に解析し、医療上の切実な課題に対して科学的な検証を行う。また、多職種との連携を通じて、Translational Researchの展開を行う。

(23 内田 太郎 准教授)

合理的な物質設計を行うためには、機能性や反応性を示す物質とその標的となる物質の表面の相互作用（薬剤であれば、薬剤分子と標的タンパク質や酵素の表面、触媒であれば、触媒表面と標的物質）の分子レベルでの理解が必要不可欠である。合理的な薬物分子設計の加速に貢献するため、表面増強赤外分光という表面を選択的かつ高感度に観測できる先端分光法をはじめとした各種分光法と、計算化学的手法、ケモインフォマティックス的手法を組み合わせ、物質の機能発現機序や触媒反応機構を分子レベルで解明している。さらに、これらの知見をもとに新規の機能性物質や触媒開発を行っている。

4 年 間 の 流 れ



研究指導教員は博士論文の進捗状況の報告・確認を適宜求める等の密な指導により、研究水準の確保に努める。1年次前期には、研究テーマを確定し、研究計画書を作成する。具体的に、学生は自ら総合的な情報収集を図り、研究指導教員との討議のうえで博士論文の主題を決定し、さらに、研究結果を予測することにより研究計画を策定する。1年次前期末、研究主題・研究計画は、学生と大学院教員が出席する大学院研究報告会で発表し、研究指導教員のみならず研究科委員会の全教員によって、研究の新規制、妥当性等について討議し、指導を行う。研究指導教員は、個別に研究・実験方法等の指導を行う。学生は研究を実施、研究データ収集を開始する。2年次～3年次、学生は研究を進めていくが、毎年前期末に開催される大学院研究報告会において成果を発表し、その妥当性について討議される。各年度の大学院研究報告会の後、学生は研究進捗状況報告書を医療薬学研究科委員会に提出しなければならない。学生は、策定した研究計画に基づき実験・調査を実施して十分な研究データを収集し、収集した研究データを科学的根拠に基づき評価・判断して博士論文作成に必要な情報の取捨選択をおこない、3年次～4年次では研究指導教員との緊密な連携の下で第1著者として博士論文を執筆することとなる。作成された論文は、研究科委員会で承認されている権威ある学術雑誌に発表しなければならない。雑誌編集部からの最終原稿掲載許可が得られた後、学生は当該論文を博士論文として学長に博士論文審査請求を行う。予備審査は、主査・副査の予備審査委員により非公開で実施する。予備審査合格後に公開の博士研究成果発表会を開催し、研究科委員会で本審査を行う。

担当教員一覧

研究領域	職名	氏名	担当授業科目名
品質分野	教授	山崎 哲郎	医療薬学研究方法特論
			医療薬学総合演習 (特別研究)
			医療分子機能化学特論
			臨床分析化学特論
			医療薬学基礎演習 I
	教授	金光 卓也	医療薬学研究方法特論
			医療薬学総合演習 (特別研究)
			医療分子機能化学特論
			臨床分析化学特論
			医療薬学基礎演習 I
	教授	横山 祥子	医療薬学総合演習 (特別研究)
			応用薬剤学特論
			医療薬学基礎演習 I
	教授	大塚 功	(特別研究)
			医療薬学総合演習
			医療分子機能化学特論
			東洋医薬学特論
			応用薬剤学特論
	准教授	田原 佳代子	医療薬学基礎演習 I
			医療薬学研究方法特論 (特別研究)
			臨床分析化学特論
			医療薬学基礎演習 I
	准教授	内田 太郎	医療薬学研究方法特論 (特別研究)
			臨床分析化学特論
			医療薬学基礎演習 I
	准教授	堤 敏彦	応用薬剤学特論
			医療薬学基礎演習 I (特別研究)
	准教授	渥美 聡孝	東洋医薬学特論
医療薬学研究方法特論			
医療薬学基礎演習 I (特別研究)			

研究領域	職名	氏名	担当授業科目名
安全性分野	教授	木村 博昭	医療薬学総合演習
			(特別研究)
			医療公衆衛生薬学特論
	教授	黒川 昌彦	医療薬学基礎演習Ⅱ
			医療薬学総合演習
			(特別研究)
			免疫化学療法学特論
			医療公衆衛生薬学特論
			医療薬学基礎演習Ⅱ
			感染症治療薬学特論
	教授	白崎 哲哉	医療薬学基礎演習Ⅲ
			医療薬学総合演習
			(特別研究)
	教授	大倉 正道	医療公衆衛生薬学特論
			医療薬学基礎演習Ⅱ
			医療薬学総合演習
			医療薬学研究方法特論
			(特別研究)
			薬品作用学特論Ⅰ
			薬品作用学特論Ⅱ
	教授	鳥取部 直子	医療薬学基礎演習Ⅱ
			医療薬学特論
			(特別研究)
			薬品作用学特論Ⅰ
	教授	松本 貴之	薬品作用学特論Ⅱ
			医療薬学基礎演習Ⅱ
			医療薬学総合演習
			医療薬学研究方法特論
			医療薬学総合演習
			(特別研究)
	准教授	吉田 裕樹	薬品作用学特論Ⅰ
			薬品作用学特論Ⅱ
			医療薬学基礎演習Ⅱ
免疫化学療法学特論			
准教授	甲斐 久博	医療薬学基礎演習Ⅱ	
		感染症学治療薬学特論	
		(特別研究)	
准教授	常住 淳	医療公衆衛生薬学特論	
		医療薬学基礎演習Ⅱ	
		(特別研究)	
准教授	常住 淳	医療薬学研究方法特論	
		薬品作用学特論Ⅱ	
		(特別研究)	

研究領域	職名	氏名	担当授業科目名
有効性分野	教授	鈴木 彰人	医療倫理学特論
			医療薬学総合演習 (特別研究)
			応用薬剤学特論
			医療薬学基礎演習Ⅰ
			臨床薬学特論Ⅰ
			臨床薬学特論Ⅱ
			医療薬学基礎演習Ⅲ
			医療薬学総合演習 (特別研究)
	教授	高村 徳人	フィジカルアセスメント特論
			医療薬学基礎演習Ⅲ
			(特別研究)
	教授	徳永 仁	医療薬学総合演習
			臨床分析化学特論
			医療薬学基礎演習Ⅰ
			フィジカルアセスメント特論
			医療薬学基礎演習Ⅲ
	教授	緒方 賢次	(特別研究)
			フィジカルアセスメント特論
			医療薬学基礎演習Ⅲ
	准教授	園田 純一郎	臨床薬学特論Ⅰ
			臨床薬学特論Ⅱ
			医療薬学基礎演習Ⅲ
	准教授	戸井田 達典	フィジカルアセスメント特論
			医療薬学基礎演習Ⅲ
(特別研究)			
准教授	日高 宗明	応用薬剤学特論	
		医療薬学基礎演習Ⅰ	
		臨床薬学特論Ⅰ	
		臨床薬学特論Ⅱ	
准教授	興梠 靖幸	医療薬学基礎演習Ⅲ	
		フィジカルアセスメント特論	
			医療薬学基礎演習

研究領域	職名	氏名	担当授業科目名
関連分野 その他	教授	前田 和彦	医療倫理学特論
			(特別研究)

時間割・研究指導教員及び修了要件

1年前期	月	火	水	木	金	1年前期	土
6時限(A)	医療倫理学特論	医療薬学研究方法特論	東洋医学特論	臨床分析化学特論	応用薬理学特論	1時限(A)	医薬分子機能化学特論
6時限(B)			臨床薬学特論Ⅰ	フィジカルアセスメント特論	感染症治療薬学特論	1時限(B)	臨床薬学特論Ⅱ
6時限(A・B)	特別研究					1時限(A・B)	
1年後期	月	火	水	木	金	1年後期	土
6時限	免疫化学療法特論	薬品作用学特論Ⅰ	薬品作用学特論Ⅱ	医療公衆衛生薬学特論	医療薬学基礎演習Ⅰ	1時限	
6時限	特別研究					1時限	

2年前期	月	火	水	木	金	2年前期	土
6時限(A)	医療薬学基礎演習Ⅱ	医薬分子機能化学特論	東洋医学特論	臨床分析化学特論	応用薬理学特論	1時限(A)	
6時限(B)		臨床薬学特論Ⅱ	臨床薬学特論Ⅰ	フィジカルアセスメント特論	感染症治療薬学特論	1時限(B)	
6時限(A・B)	特別研究					1時限(A・B)	
2年後期	月	火	水	木	金	2年後期	土
6時限	免疫化学療法特論	医療薬学基礎演習Ⅲ	薬品作用学特論Ⅱ	医療公衆衛生薬学特論	医療薬学基礎演習Ⅰ	1時限	薬品作用学特論Ⅰ
6時限	特別研究					1時限	

3年前期	月	火	水	木	金	3年前期	土
6時限(A)	医療薬学基礎演習Ⅱ	医薬分子機能化学特論	東洋医学特論	臨床分析化学特論	応用薬理学特論	1時限(A)	
6時限(B)		臨床薬学特論Ⅱ	臨床薬学特論Ⅰ	フィジカルアセスメント特論	感染症治療薬学特論	1時限(B)	
6時限(A・B)	特別研究					1時限(A・B)	
3年後期	月	火	水	木	金	3年後期	土
6時限	免疫化学療法特論	医療薬学基礎演習Ⅲ	薬品作用学特論Ⅱ	医療公衆衛生薬学特論	医療薬学基礎演習Ⅰ	1時限	薬品作用学特論Ⅰ
6時限	特別研究					1時限	

4年前期	月	火	水	木	金	4年前期	土
6時限	特別研究	医療薬学総合演習				1時限	
4年後期	月	火	水	木	金	4年後期	土
6時限	特別研究					1時限	

【医療薬学研究科医療薬学専攻 開講時間割表】

1年次前期には、(A) または (B) のどちらかの必修科目を必ず履修すること。(A) (B) は同時開講される。

【研究指導教員の決定】

博士論文の作成は、論理的思考力を培い医療薬学における総合的な知識の活用能力を増大させることを目的としており、本研究科が目指す有能な指導的立場に立てる薬剤師養成に不可欠なものである。さらに、特別研究で作成する博士論文は、それ自体、社会への貢献において学術的な新規性が求められる。そこで入学時の研究指導担当教員の決定においては、学生が将来の進路に捉われることなく、純粋な学術的興味に従い、各研究指導担当教員が取り組んできたこれまでの研究テーマを参考にして討議を重ねることにより決定する。

【学位審査体制・修了要件】

学位審査体制は、予備審査、博士研究成果発表会、本審査、最終試験からなる。本研究科課程の修了要件としては、4年間の学修期間をもって研究科が指定した所定の単位(30単位以上)修得を満了し、かつ博士論文本審査および最終試験に合格することとする。学位申請者は、本研究科在学中に博士論文として本研究科が認定する権威ある学術雑誌に1編以上論文発表すること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。本研究科が認定する「権威ある学術雑誌」とは、厳密な査読制度を有するインパクトファクター(IF)を持つ国際英語学術雑誌を基準とする。その他の学術雑誌(査読有)については、当該論文投稿前に研究科委員会において別途審議し認定する。

予備審査: 研究科委員会が委嘱する予備審査委員が、学位申請者の出席を求め非公開で予備審査を行う。予備審査委員は、主査1名及び副査3名を原則とする。研究指導教員は、主査になることはできない。予備審査において、予備審査委員は博士論文の内容審査をおこなうと共に、学位申請者に当該論文内容のプレゼンテーションを課し、研究の新規性・社会貢献(60%)、プレゼンテーション能力(20%)、論理的思考能力(20%)等の評価を行う。

博士研究成果発表会: 研究科委員会で、予備審査委員主査の報告に基づき本審査に付すことが承認された場合、研究科長は、予備審査合格者による博士研究成果発表会を公開で行う。

本審査: 博士研究成果発表会終了後、研究科長は研究科委員会を招集し、同研究科構成員の3分の2以上の出席を得て本審査を行う。本審査では、研究の新規性・社会貢献(60%)、プレゼンテーション能力(20%)、論理的思考能力(20%)等を総合的に評価して可否を議決しなければならない。研究科委員会での本審査合格の議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

最終試験：本審査の前までに、科学領域英語の最終試験に合格していなければならない。

最終試験は、第1部（英語読解問題）、2部（英作文問題）からなる。第1部は2年次より、第2部は予備審査申請後より受験可能であり、合格後の有効期間は、第1部は3年とし、第2部は1年とする。

博 士 論 文

研究計画書・研究進捗状況報告書・博士論文のあり方

- 1) 様式・・・ワープロソフトにより別紙の様式で作成して下さい。
- 2) 研究計画書の字数・・・1000字以内で作成して下さい。
- 3) 提出方法および提出先・・・署名捺印の上、教務課に提出して下さい。

※ 作成にあたっては、研究指導教員と十分に内容を協議の上提出して下さい。

博士論文のあり方について

本博士課程在学中に博士論文として本研究科が認定する権威ある学術雑誌に1編以上論文発表すること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。本研究科が認定する「権威ある学術雑誌」とは、インパクトファクター(IF)を持つ国際英語学術雑誌を基準とする。その他の学術雑誌（査読有）については、当該論文投稿前に研究科委員会において別途審議し認定する。

博士論文提出までの流れ

1. 「研究計画書」1部の提出（1年前期初旬）
2. 「研究進捗状況報告書」1部の提出（2年～4年の前期中旬）
3. 学位審査申請時の提出書類（4年次の11月末日）
 - ①「研究進捗状況報告書」6部
 - ②「学術雑誌発表論文（最終稿A4原稿と別刷り）」6部
※オープンアクセス雑誌の場合は別刷りのみ6部
 - ③「学術雑誌掲載証明書」1部
 - ④「学位授与申請書」1部
 - ⑤共著者の「同意承諾書」1部

年 月 日

研究計画書

九州医療科学大学大学院
医療薬学研究科長 殿

下記の通り研究計画書を提出いたします。

学生番号
氏 名

印

研究課題

研究計画

※ 記入欄に記入できない場合は、別に用紙を添付して下さい。

指導教員氏名

印

年 月 日

研究進捗状況報告書

九州医療科学大学大学院
医療薬学研究科長 殿

学生番号：	氏名：	指導教授：
【研究題名】		
【投稿予定雑誌名】		
【要 旨】		

学位授与申請書

九州医療科学大学 学長 殿

九州医療科学大学学位規程第 15 条に基づき、博士（医療薬学 Doctor of Clinical Pharmacy）の学位の授与を受けたく、下記書類を添えて申請いたします。

記

1. 博士論文（審査に使用する論文） 6 部
1. 論文内容の要旨（研究進捗状況報告書） 6 部

年 月 日

九州医療科学大学大学院医療薬学研究科
医療薬学専攻 博士課程

氏名

印

同意承諾書

九州医療科学大学
医療薬学研究科長 殿

私と共著の下記学術誌掲載論文を、 氏の学位論文とすることを承諾致します。

記

論文タイトル：

著者：

掲載雑誌： 卷 ～ 頁 年

年 月 日

共著者署名

氏名 _____ 印

担当	項目	秀でている	基準に達している	基準要素を獲得している	基準に達していない	
A 指導教員（学位申請の是非を判断）	データ、資料の管理・保存	オリジナルデータは、指導教員等の管理する公的な場所に適切に保存され、論文提出後の照会や検証に即時対応可能である	オリジナルデータは、学位申請者個人によって確実に保存されており、論文提出後の照会や検証にも対応可能である	適切に保存できていないオリジナルデータが一部存在するが、それを除外しても同じ結論を導き出せる	結論を導くためのデータが適切に保存できていない	
	倫理性	事前承認	該当なし	研究に関わる倫理上の問題について、十分に考慮し、該当する倫理委員会の承認等、必要な対応を済ませた上で研究活動を行っている	該当なし	研究活動の一部もしくは全てにおいて、研究に関わる倫理上の問題につき該当する倫理委員会の承認等、必要な対応がなされていない
		剽窃	該当なし	論文中に剽窃部位は無く、他の論文からの引用も適切な方法によって行われている	該当なし	論文中に明らかな剽窃箇所が認められる 使用されている図表に、無断引用されたものがある 以前発表したデータの使い回しがある
	論文作成能力	指導教員等がほとんど介入することなく学位論文を作成できる	学位論文作成にあたり、指導教員等による多少の介入を要した	学位論文作成にあたり、指導教員等の大幅な介入を要した	学位論文を作成できていない	
主査・副査（予備審査にてB・C・Dをすべて評価） / 医療薬学研究科担当教員（原則として口頭発表にてC・Dを評価）	B 新規性・社会貢献性（6割）	学位論文の水準	インパクトファクター（IF）1.0以上の英文雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した（15点）	IF 1.0未満の英文雑誌、またはそれと同等の価値があると医療薬学研究科委員会にて認定された雑誌に、筆頭著者として原著論文を発表した（10点）	何らかの活字媒体に、筆頭著者として原著論文を発表した（5点）	筆頭著者として論文を発表していない。または、筆頭著者として現在論文を投稿中だが、その採否が決定していない
		医療薬学分野における重要性	研究で明らかにする内容が明確に示され、その研究成果が医療薬学分野における課題の解決に直結している（10点）	研究で明らかにする内容が明確に示され、その研究成果が医療薬学分野における課題の解決につながり得る（7点）	研究で明らかにする内容は明確であるが、その研究成果が医療薬学分野における課題の解決にあまり寄与しない（2点）	研究で明らかにする内容が不明確である その研究成果が医療薬学分野における課題と関連しない
		オリジナリティ	関連する先行研究を網羅した上で、当該論文のテーマの独創性を明確に示している（10点）	関連する先行研究に当該論文と類似するテーマがないわけではないが、当該論文には独創性が認められる（7点）	すでにほぼ同様のテーマの先行研究があるが、独創性を有する部分もある（2点）	すでに、同様のテーマの先行研究が存在しており、独創性は認められない
		研究方法の妥当性	研究目的を達成するために最もふさわしいと考えられる研究方法を選択している（5点）	研究目的を達成するのに適していると考えられる研究方法を採用している（3点）	研究目的を達成するのにふさわしい研究方法であるか些か疑問である、または他にもっと適切な方法がある（1点）	研究目的と研究方法が合致していない
		研究目的と結果との整合性	研究目的を完全に満たす研究結果が示されている（10点）	示された研究結果は、研究目的を概ね充足している（8点）	示された一部の研究結果が、研究目的から逸脱している（2点）	示された研究結果が、研究目的と乖離している
		解釈	参考文献や得られたデータに基づいて客観的で公平な解釈をおこなっており、かつ予想や仮説に一致しないデータにも論理的な解釈を加えている（10点）	参考文献や得られたデータに基づいて客観的で公平な解釈をおこなっているが、予想や仮説に一致しないデータは例外として除外している（6点）	結果の解釈そのものに歪曲はないが、自身の予想や仮説に一致するものだけを重要データと捉えている箇所がある（2点）	自身の予想や仮説に一致するものだけを報告している 結果の解釈そのものに歪曲がある
	C プレゼン能力（2割）	プレゼン技術	言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切であり、他者に伝わるように工夫されている（10点）	話し方に工夫が感じられ、話している内容は概ね理解できるが、一部の専門用語に対する説明が不十分である（7点）	言葉遣いや声の大きさ、抑揚、話すスピード等が適切とは言えず、話している内容のかんりの部分が聞き取りにくい または、専門用語が多量に用いられ、他分野の研究者には理解が難しい（2点）	話している内容がほとんど聞き取れない 何が言いたいのかわからない
		発表時間	規定時間ジャスト～1分前に発表を終えた（3点）	規定時間の1分～2分前に発表を終えた（2点）	規定時間を2分～5分残して発表を終えた（1点）	規定時間を超えた 規定時間の5分以上前に発表を終えた
		スライド	結果をわかりやすく表現するために、適切な図表等が示されており、配色や文字の大きさなども見やすく工夫されている（7点）	文字が小さいなど見づらいものもあるが、結果をわかりやすく表現するために必要な図表等がおおよそ示されている（4点）	必要とはいえないスライドがあったり、逆に必要な図表が欠けているため、理解しにくい部分がある（1点）	結果を表現するために必要な図表等がほとんど示されていない
	D 論理的思考能力（2割）	論理性	質問の意図を正しく理解し、信頼できる根拠に基づいて論理的に回答している（15点）	回答の内容は信頼できる根拠に基づいた適切なものであるが、質問された内容と少しずれている（10点）	回答の内容の一部に論理の破たんがある 質問の意図に沿った回答をしているものの、根拠の信頼性に疑問が残る（5点）	回答の内容の大部分が非論理的である 回答が質問の意図に沿っていない
		即時応答力	質問終了後、即座に回答している（5点）	質問終了後、少し経ってから回答している（3点）	質問終了から回答開始までかなり時間がかかる（1点）	質問に答えられない

評価者は、本ルーブリック表で評価できないディプロマポリシーの観点を見逃さず最終評価に反映させて可否の投票を行う

評価日 年 月 日
評価者氏名

その他の事項

学生番号と学生証

学生への連絡

健康管理

大学院室

図書館

学生番号と学生証

学生番号

学生番号は、入学時に交付される学生証に記入されている番号のことで、この番号は、各種証明書発行、単位認定試験受験等、九州医療科学大学事務室で行うすべての手続きについて必要です。

修了後も証明書交付等の手続きに必要なため、間違いのないように、記憶しておいてください。なお、本学大学院の学生番号の数字7桁には下記の意味があります。

《2021年度の場合》

例)	1	1	D	23	01～
	研究 科 番 号	専 攻 番 号	大 学 院 博 士 課 程	入 学 年 度	個 人 番 号

学生証

学生証は九州医療科学大学の学生であることを証明するもので、常時携帯してください。

学生証がないと、学割その他の証明書の交付が受けられず、単位認定試験も受けることができません。

- (1) 学生証は他人に貸与または譲渡することはできません。
- (2) 学生証を紛失したときは、学生課に直ちに紛失届けを提出し再交付を受ける手続きをしてください。
- (3) 学生証は、教職員の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければなりません。
- (4) 学生証は、修了・退学または除籍された場合には学生課に返却してください。

学生への連絡

Universal Passport

Universal Passport とは、個々の学籍・履修・成績等の情報を閲覧できるポータルサイトのことです。本学から学生への通知、連絡は、原則として Universal Passport にて行います。

別に配布するマニュアルを参照の上、しっかり活用して下さい。

警報発令時の休講措置

宮崎県北部平野部に警報（暴風・大雨が二つ同時、又は大雪、暴風雪のいずれか一つ）・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪のいずれか一つ）が発令された場合は、全ての授業（試験を含む）を休講にします。

原則として、上記警報・特別警報の内いずれか一つでも解除された場合は、その時刻により下記の措置に従います。

警報解除時刻（宮崎県北部平野部）	授業開始時刻
午前 7 時まで解除	平常通り
午前 11 時まで解除	3 時限（13 時 10 分～）より開始
午前 11 時を過ぎて解除	全日休講

ただし、警報解除後でも協議の結果引き続き危険であると判断した場合及び授業・試験中に警報や避難勧告などが発令された場合は、本学のホームページ・Universal Passport 等により指示します。なお、休講となった授業については後日原則として補講を行うので、Universal Passport に注意してください。

健康管理

保健室

保健室では、病気やけがに対しての救急処置ならびに必要なに応じて健康相談を行います。また、大学は『内外学習センター』の学生教育研究災害障害保険の賛助会員になっています。学内において負傷した場合で同保険に加入しているものは申し出てください。

また、学生の健康については、学校保険法に基づき毎学年始めにレントゲン撮影や校医の検診などの健康診断を本学で実施します。実施日にやむを得ず受信することが出来なかった学生は指示により健康診断を完了してください。

健康管理センター

心の健康を保つために、専門医・臨床心理学のカウンセラーによる「健康管理センター」が設けられ、相談に応じています。青年期や学生生活を送っていく過程には、いろいろな心配事や心の悩みがあるものです。

なお、プライバシーには十分配慮しますので、気軽に利用下さい。

大学院室

4号棟3階に大学院室を設け、机・椅子等の基本的設備を備えています。

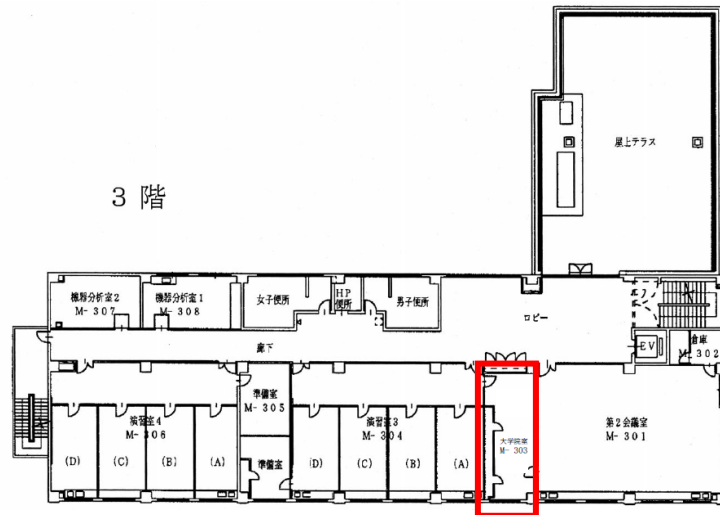


図 書 館

本学の図書館は、保健、医療、福祉系および一般教養の図書、雑誌を中心に所蔵し、閲覧、貸出しサービスをはじめ、国内外の文献の情報検索、学外資料の収集サービス、複写サービスなどを行っています。

下記の利用案内に示すルールに従って十分に活用して下さい。

利 用 案 内

1. 開館時間

平 日 9:00～20:00 (学生休業期間中 9:00～17:00)

土日祝日 9:00～18:00

(注) その他開館時間の変更については、図書館ホームページ (<http://lib.jei.ac.jp/phoenix/>)、館内掲示にてお知らせします。

2. 貸出冊数と期間

学 生 10日間 5冊以内

教 職 員 60日間 冊数制限なし

(注) 1. 休暇中および実習期間中は長期貸出を行います。

2. 延滞者には、一時的に貸出を制限します。

3. 本の借り方、返し方

(1) 本の借り方

ア) 借りたい本と学生証をカウンターに持って来て下さい。

イ) 館員が本と学生証を確認して、返却予定日を知らせます。

ウ) 同じ本を続けて借りる時(継続貸出)は、貸出期限内に本と学生証を持って来て下さい。ただし、延滞者には、継続貸出はできません。また、その本が予約されている場合も継続貸出はできません。なお、継続貸出は、2回までです。

(2) 本の返し方

借りている本をカウンターへ持って来て下さい。図書館閉館時は、ブックリターンポストを利用して下さい。

(3) 返却が遅れた場合

ア) 遅れた日数だけ貸出停止の処置をします。

イ) 返却期間を1ヵ月以上経過した場合は、督促の連絡をします。

ウ) 貸出停止日数が30日を越える場合は、貸出停止期間を30日とします。

4. 図書館施設の利用について

(1) 閲覧室(サイレントエリア・グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリア)

館内では、図書や雑誌は手続きなして利用できます。

サイレントエリアは静かに読書・学習するスペースです。

アクティブエリアは話し合いをしながら学習することのできるスペースです。人数に応じて机と椅子を組みかえて利用できます。

グループワークエリアは少人数で机を囲んで学習するスペースです。

プレゼンエリアはプロジェクタ・スクリーンを利用して発表練習などを行うことのできるスペースです。

グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリアはそれぞれ予約をすることができます。

(2) レファレンスコーナー

事典、辞書、白書類などの利用の高い図書が配架してあります。

(3) 新聞コーナー

新聞架に当日の全国紙、地方紙をはじめ専門紙、外国紙などがあります。当日以前の新聞も保管してありますので、館員に尋ねて下さい。

(4) AVコーナー

視聴覚資料は、館内での利用のみです(禁帯出)。利用の際は、「利用申込票」に必要事項を記入し、「学生証」を添えてカウンターへ申し出て下さい。利用時間は、平日の9:00～17:00(受付は16:00まで)です。

5. 図書館資料の利用について

(1) 図書の探し方

図書館の図書は全て、内容を表す番号（日本十進分類法NDC）の順に配列してあります。同じ内容の本を一カ所に集め、また似た内容の本を近くに置いて探し易くするためです。番号は、本の背ラベルに表示してあります。

効率的に図書を探す方法として、蔵書検索端末機による検索があります。

探していた図書の情報が見つかったら、内容を表す番号を確認し、書架から本を探して下さい。

(2) 雑誌の探し方

図書館では、学術雑誌を展示しています。（禁帯出）

新着雑誌が並べられた展示書架の後ろは収納式になっています。雑誌ののっている棚を上を持ちあげると、その年のバックナンバー（既刊の号）が収めてあります。バックナンバーは原則的に製本し、図書資料として書庫に配架します。

また、探している雑誌が本学にない時は、他大学などからコピーを取り寄せることもできます。

6. 図書の予約

必要としている本が貸出中の時は予約ができ、返却された時優先的に借りることができます。貸出中かどうかの確認は蔵書検索端末機でできますが、わからなければ、館員に尋ねて下さい。

7. 文献複写サービス

図書館資料の複写を必要とする利用者にコピーサービスを行っています。ただし、複写は著作権法に抵触しない範囲で、「文献に関する自動複製機器（コピー機）利用願い」に必要事項を記入し、利用して下さい。

複写はコイン式でセルフサービスです。

8. 利用相談

図書館の利用、資料の探し方などわからないことがあれば、館員に尋ねて下さい。例えば、以下のような時です。

- (1) 探している本が見つからない。
- (2) 本を借りたい。
- (3) どんな資料を探したらよいかわからない。
- (4) 本学にない資料のコピーが欲しい。
- (5) よその図書館へ行きたい。

9. 貸出用パソコンの利用について

図書館内での利用に限り、タブレットパソコンの貸し出しをします。利用したい場合は図書館員に申し出て下さい。

10. 他大学等図書館の利用について

- (1) 教職員及び学生は、図書館を通じて他大学及び他の機関の図書館等を利用することができます。
- (2) 図書館利用の範囲、方法は、閲覧、複写物の取り寄せ、借用等で、相手館の指示に従うものとします。
- (3) 利用の申込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、提出して下さい。
- (4) 複写物の取り寄せ、郵便による資料の借用などの料金は申込者の負担となります。

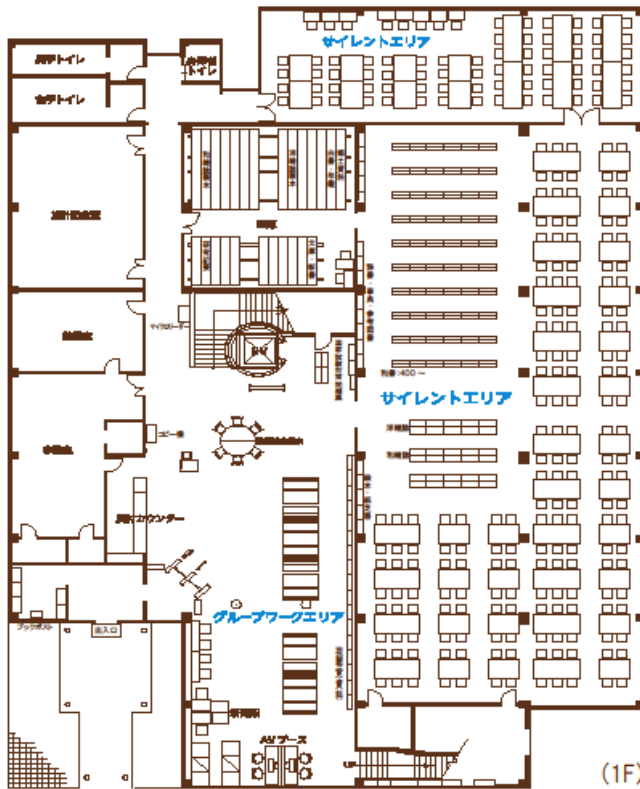
11. 図書館利用上の注意事項

- (1) 図書館内では携帯電話の通話は禁止です。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定して入館して下さい。
- (2) 傘及び手持品は各自の責任において保管して下さい。
- (3) 図書のまた貸し、また借りをしないで下さい。他の人の学生証を使って図書を借りないで下さい。理由の如何を問わず、貸出名義人が全責任を追うこととなりますので、安易に学生証の貸し借りをするのは絶対にやめましょう。
- (4) 図書を紛失または破損した場合は原則として現物をもって弁償することになっていますが、先ず速やかに館員に届け、その指示を受けて下さい。
- (5) 図書館内での飲食は禁止です。ただし、密閉できる容器に入った飲み物のみ利用できます。
- (6) その他館内での行動については館員の指示に従って下さい。
- (7) 他の利用者に迷惑となる行為が著しい場合は退館してもらうこともあります。

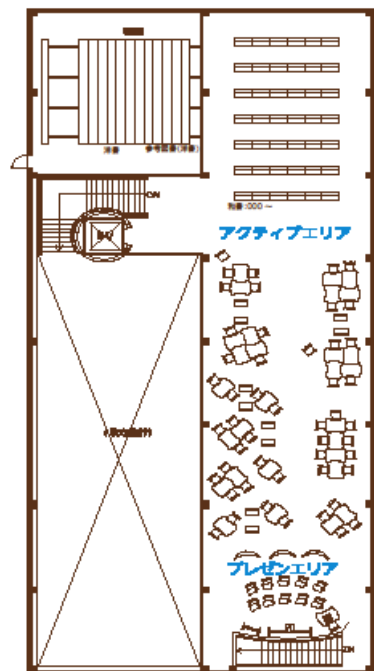
日本十進分類表(8版)

000	総記	250	北アメリカ史	500	技術, 工学, 工業	750	工芸
010	図書館	260	南アメリカ史	510	建設工学, 土木工学	760	音楽, 舞踊
020	図書, 書誌学	270	オセアニア史	520	建築学	770	演劇, 映画
030	百科事典	280	伝記	530	機械工学, 原子力工学	780	スポーツ, 体育
040	一般論文, 講演集	290	地理, 地誌, 紀行	540	電気工学, 電子工学	790	諸芸, 娯楽
050	逐次刊行物, 年鑑	300	社会科学	550	海洋工学, 船舶工学, 兵器	800	言語
060	学会, 団体, 研究調査機関	310	政治	560	金属工学, 鉱山工学	810	日本語
070	ジャーナリズム, 新聞	320	法律	570	化学工業	820	中国語, 東洋の諸言語
080	叢書, 全集	330	経済	580	製造工業	830	英語
090		340	財政	590	家政学, 生活科学	840	ドイツ語
100	哲学	350	統計	600	産業	850	フランス語
110	哲学各論	360	社会	610	農業	860	スペイン語
120	東洋思想	370	教育	620	園芸, 造園	870	イタリア語
130	西洋哲学	380	風俗習慣, 民俗学	630	蚕糸業	880	ロシア語
140	心理学	390	国防, 軍事	640	畜産業, 獣医学	890	その他諸言語
150	倫理学	400	自然科学	650	林業	900	文学
160	宗教	410	数学	660	水産業	910	日本文学
170	神道	420	物理学	670	商業	920	中国文学, 東洋文学
180	仏教	430	化学	680	運輸, 交通	930	英米文学
190	キリスト教	440	天文学, 宇宙科学	690	通信事業	940	ドイツ文学
200	歴史	450	地球科学, 地学, 地質学	700	芸術	950	フランス文学
210	日本史	460	生物科学, 一般生物学	710	彫刻	960	スペイン文学
220	アジア史, 東洋史	470	植物学	720	絵画, 書道	970	イタリア文学
230	ヨーロッパ史, 西洋史	480	動物学	730	版画	980	ロシア文学
240	アフリカ史	490	医学, 薬学	740	写真, 印刷	990	その他諸文学

館内案内図



(1F)



(2F)

關係諸規程

九州医療科学大学学位規程
医療薬学研究科博士課程論文指導及び審査規程
九州医療科学大学大学院長期履修規程
九州医療科学大学大学院納付金納入規程

九州医療科学大学学位規程

第1章 総則

(目的)

第1条 学校教育法第104条第1項から第4項並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、本学において授与する学位については、九州医療科学大学学則、同大学院学則並びに同大学院（通信制）規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は次の通りとする。

社会福祉学部		学士（社会福祉学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
	動物生命薬科学科	学士（動物生命薬科学）
生命医科学部		学士（生命医科学）
臨床心理学部		学士（臨床心理学）
通信教育部	社会福祉学部	学士（社会福祉学）
大学院		
医療薬学研究科	博士課程	博士（医療薬学）
（通信制）社会福祉学研究科	博士（前期）課程	修士（社会福祉学）
（通信制）保健医療学研究科	博士（前期）課程	修士（保健科学）
（通信制）社会福祉学研究科	博士（後期）課程	博士（社会福祉学）
（通信制）保健医療学研究科	博士（後期）課程	博士（保健科学）

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、大学に4年以上（ただし、薬学部薬学科においては6年以上）在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする。

3 博士の学位は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院の博士（前期）課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、次の者に授与する。

一（課程修了による学位）医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）社会福祉学研究科の博士（後期）課程並びに（通信制）保健医療学研究科の博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）を修了した者。

二（論文提出による学位）本学大学院博士（後期）課程特別研究生として必要な指導を受け、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを諮問により確認された者。

第2章 学士の学位

(学位記の様式)

第5条 学士の学位記は、別表Iによる。

第3章 修士の学位

(論文の提出条件)

第6条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、博士（前期）課程に2年以上在学し、所定の単位を修得（見込み）した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の作成)

第7条 修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

(修士論文の提出方法)

第8条 修士論文は、指定された部数を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

(審査の委嘱)

第9条 修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。

2 修士論文審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員1名以上をあてるものとする。

3 前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の審議を経て、副査として当該専攻以外の教員等をあてることができる。

(最終試験)

第10条 最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。

(審査の時期)

第11条 修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね1ヶ月以内に終了するものとする。

(審査結果の報告、承認)

第12条 審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。

(学位記の様式)

第13条 修士の学位記は、別表Ⅱによる。

第4章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出条件)

第14条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、当該博士課程においては4年、当該博士(後期)課程においては3年以上在学して、所定の単位を修得(見込みを含む)し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員の承認を得て論文を作成し、提出するものとする。

ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院学則第12条及び大学院(通信制)規程第10条第2項各号に基づき年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。

(学位授与の申請)

第15条 博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

(審査の委嘱)

第16条 学長は、学位授与申請書を受理したときは、当該研究科教授会にその審査を付託するものとする。

2 審査については、予備審査、最終試験および本審査とする。予備審査は当該研究科教授会が選出した予備審査委員が審査するものとする。最終試験については、当該研究科が定める方法で実施するものとする。本審査については、当該研究科教授会が審議するものとする。なお、予備審査委員については、別に定める。

(予備審査)

第17条 前条第2項に基づく予備審査は、予備審査会を開催し審査するものとする。

2 予備審査委員は予備審査の結果を当該研究科教授会に報告し、本審査に付すか否かの承認を得なければならない。

3 当該研究科長は前項の結果を当該学生に通知しなければならない。

(博士研究成果発表会)

第18条 当該研究科長は第16条第2項に基づき、前条第2項の合格者に対し博士研究成果発表会を開催するものとする。

(本審査及び最終試験)

第19条 博士研究成果発表会終了後、当該研究科長は研究科教授会を招集し、本審査を行うものとする。

2 本審査合格の議決は、当該研究科教授会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 最終試験は、本審査の前までに合格しなければならない。

4 当該研究科長は前1項の結果を当該学生に通知しなければならない。

(学長への報告)

第20条 前条における研究科教授会が議決をしたときは、その議長は論文内容の要旨、論文の審査結果の要旨に、当該研究科教授会の意見書を添えて学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第21条 学長は前条の報告に基づき学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位記の様式)

第22条 課程修了による博士の学位記は、別表Ⅲ-1及びⅢ-2による。

第2節 論文提出による学位

(審査の要求)

第23条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士（後期）課程を経ずして、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を要求することができる。

(学位授与の申請)

第24条 前条の規定により学位を請求する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨および審査手数料（別に定める）を添え、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

(退学者の学位授与の申請)

第25条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士（後期）課程に所定の年限以上在学した者が、学位の授与を申請するときは、前条の規定による。

(博士論文および審査手数料の返付)

第26条 受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。

(試験の方法)

第27条 第24条または第25条の申請があるときは、当該申請者について、その専攻分野並びに外国語に関する学力の認定を行った上で審査に付する。

2 専攻分野に関する学力の確認は、当該博士課程及び当該博士（後期）課程に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。

3 外国語に関する学力認定は、試問によって行う。

4 前2項の試問は、口頭又は筆答による。

5 本条に規定する学力の認定は、他の方法によることができる。

(試問の免除)

第28条 第25条に該当する者が、博士論文を提出して、審査を請求するときは、前条の試問を免除することができる。

(審査試問判定結果)

第29条 学位申請者の博士論文の審査試問並びに判定等については、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第20条の規定を準用する。ただし、第16条、第17条及び第19条に最終試験とあるのは、試験と読み替えるものとする。

(審査の期間)

第30条 学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね1年以内に終了するものとする。

(学位の授与)

第31条 学位申請者の学位記の授与については、第21条を準用する。

(学位記の様式)

第32条 学位申請者の博士の学位記は、別表IVによる。

第3節 審査要旨の公表等

(学位授与の報告)

第33条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、別表様式による学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第34条 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第5章 学位の取り消し

(学位授与の取り消し)

第35条 本学において、学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は、学士について当該教授会、修士又は博士については当該研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき

(2) 榮譽を汚辱する行為があったとき

2 前項は、学士について当該教授会、修士又は博士については、当該研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を要する。

第6章 その他

(学位の名称)

第36条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を付記するものとする。

(記録の保存)

第37条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを担当部署において保存する。

第38条 削除

(学位論文の保存)

第39条 審査を終了した修士学位論文及び博士学位論文は、本学附属図書館に保存するものとする。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則 この規程は平成11年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成20年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第14条第3項の2、第14条、第22条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第4条第2項、第6条及び第13条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は令和6年4月1日から施行する。

学第 号	
学 位 記	
氏 名 生 年 月 日	
本大学〇〇学部〇〇〇〇学科所定の 課程を修め本学を卒業したので 学士 (〇〇〇) の学位を授与する	
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">之 福 九 祉 州 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 大 保 印 学 健</td></tr></table>	之 福 九 祉 州 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 大 保 印 学 健
之 福 九 祉 州 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 大 保 印 学 健	
学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印	

修第 号		
学 位 記		
本籍 (都道府県) 氏 名 生 年 月 日		
本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻 の博士 (前期) 課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査および最終試 験に合格したので修士 (〇〇学) の学位 を授与する	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">之 科 九 学 州 大 医 印 学 療</td></tr></table>	之 科 九 学 州 大 医 印 学 療
之 科 九 学 州 大 医 印 学 療		
	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
	学校法人順正学園 総長 印 九州医療科学大学 学長 印	

学位規程 別表Ⅲ-1 (A3判)

博甲第 号

学位記

本籍 (都道府県)

氏 名

生 年 月 日

本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士(後期)課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

九州医療科学大学
之科
学州
大医
印学療

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州医療科学大学 学長 印

学位規程 別表Ⅲ-2 (A3判)

博甲第 号

学位記

本籍 (都道府県)

氏 名

生 年 月 日

本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

九州医療科学大学
之科
学州
大医
印学療

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州医療科学大学 学長 印

博乙第 号

学 位 記

本籍 (都道府県)

氏 名

生 年 月 日

本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

之 科 九
学 州
大 医
印 学 療

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州医療科学大学 学長 印

九州医療科学大学大学院医療薬学研究科博士課程論文指導及び審査規程

(主旨)

第1条 この規程は九州医療科学大学大学院医療薬学研究科博士課程(以下「博士課程」という)において実施される研究指導体制、論文指導体制、原則的な研究指導スケジュール、博士の学位論文(以下「博士論文」という)を提出するための要件、予備審査、博士研究成果発表会、最終試験及び本審査等について定めるものである。

(指導体制)

第2条 研究指導及び論文指導は研究指導教員が行う。

2 公開研究成果報告会においては、研究指導教員のみならず、研究科の全専任教員が研究の妥当性等について指導を行う。

(研究指導教員の決定)

第3条 学生は定められた期日までに希望する研究指導教員を研究科長に申告する。研究科委員会は当該院生の研究テーマ等を総合的に検討し研究指導教員を決定する。

(ガイドライン等の遵守)

第4条 学生は本学が定める倫理規程等のガイドラインを遵守して研究を進めなければならない。

(予備審査)

第5条 学位申請者は予備審査を受けなければならない。

2 研究科委員会が委嘱する予備審査委員が学位申請者の出席を求め非公開で予備審査を行う。予備審査委員は主査1名及び副査3名を原則とする。研究指導教員は、主査になることはできない。

3 予備審査にあたっては以下の要件を加える。

本博士課程在学中に博士論文として本研究科が認定する権威ある学術雑誌に1編以上論文発表すること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。

4 本研究科が認定する「権威ある学術雑誌」とは、インパクトファクター(IF)を持つ国際英語学術雑誌を基準とする。その他の学術雑誌(査読有)については、当該論文投稿前に研究科委員会において別途審議し認定する。

5 予備審査において、予備審査委員は博士論文の内容審査をおこなうと共に、学位申請者に当該論文内容のプレゼンテーションを課し、研究の新規性・社会貢献、プレゼンテーション能力、論理的思考能力の評価を行う。

6 予備審査の評価結果については主査が研究科委員会に報告し、同研究科委員会から本審査に付すか否かの承認を得なければならない。

7 本審査に付すか否かの最終的な結果については研究科長が当該学生に通知する。

8 本審査に付すことが承認された場合、博士論文の審査に係るこれ以降の手続きについては九州医療科学大学学位規程第18条から第22条による。

(博士研究成果発表会)

第6条 研究科長は、予備審査合格者に対し博士研究成果発表会を公開で行う。

(本審査及び最終試験)

第7条 博士研究成果発表会終了後、研究科長は研究科委員会を招集し、同研究科構成員の3分の2以上の出席を得て本審査を行う。研究科委員会は、研究の新規性・社会貢献、プレゼンテーション能力、論理的思考能力等を総合的に評価して合否を議決しなければならない。

2 研究科委員会での本審査合格の議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

3 本審査の前までに、科学領域英語の最終試験に合格していなければならない。

4 その他

(論文提出による学位)

第8条 論文提出による学位の予備審査にあたっては以下の要件を加える。

学部卒業後6年以上の研究歴を有する者で、学位申請者がこれまで本研究科が認定する権威ある学術雑誌に3編以上論文発表していること。これらの論文は、単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。さらに本研究科に特別研究生として6カ月以上在籍し、博士論文として本研究科が認定する権威ある学術雑誌に1編以上論文発表していること。または当該論文の掲載が受諾されている場合はこれを可とすることができる。当該論文は単著または学位申請者が筆頭著者でなければならない。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

九州医療科学大学大学院長期履修規程

(目的)

第1条 この規程は、九州医療科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第6条、及び九州医療科学大学大学院（通信制）規程（以下「（通信制）規程」という。）第7条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、博士（前期）課程・博士（後期）課程・博士課程（以下「大学院生」という。）に入学を許可された者であって、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 職業を有しているもの
- 二 その他長期履修が必要となる相当な理由があるもの

(申請)

第3条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

ただし、標準修業年限を超えたものは申請することはできない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 履修計画および研究計画書（様式第2号）
- (3) その他研究科長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第4条 前条の申請に対して、研究科教授会の議を経て、学長が大学教授会の意見を聴いたのち許可する。

(長期履修期間と履修登録)

第5条 長期履修の期間は、標準年限に2年を加えた範囲内とする。

2 長期履修期間中に履修登録できる単位数は、研究科で定められた単位数を上限とする。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修を許可された者は、許可された長期履修の期間の変更を申し出ることにはできない。

ただし、許可された長期履修の期間の短縮（長期履修の取り止めを含む）を希望する者は、一度に限り申請することができる。

2 長期履修期間の短縮（長期履修の取り止めを含む）を許可された者は、再度、長期履修の申請をおこなうことはできない。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修を許可された者が、長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、大学教授会の意見を聴いたのち、長期履修の許可を取り消すことができ

きる。

(学納金等)

第8条 長期履修を許可された者は、九州医療科学大学大学院納付金納入規程に定める標準修業期間内（2年間）に納付すべき学納金の全額を、長期履修期間の年数で割った額を履修年限ごとに分納することができる。

2 長期履修者で、長期履修期間の変更（短縮や長期履修の取り止め、学年進行途中での長期履修を含む）を許可された者は、修了までに九州医療科学大学大学院納付金納入規程に定める標準修業期間内（2年間）に納付すべき学納金の全額を納入しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

長期履修申請書

年 月 日

九州医療科学大学 学長 様

研究科専攻名 _____
 学 生 番 号 _____
 氏 名 _____ 印

下記のとおり大学院修士課程における長期履修を申請いたします。

記

入学年月日	年 月 日
希望履修期間	年 注) 長期履修期間は、2年間以内とする。
申請理由	
勤務先	
現住所	〒
連絡先	
指導担当教員名	印
担当教員の意見	

履修計画及び研究計画書

年 月 日

九州医療科学大学 学長 様

研究科専攻名

学 生 番 号

氏 名 印

下記のとおり履修計画及び研究計画書を提出します。

履修計画

計画課題名

研究計画

九州医療科学大学大学院納付金納入規程

(趣旨)

第1条 入学検定料のほか、学生より徴収する授業料及びその他の納付金はこの規程による。

(入学検定料)

第2条 入学検定料は30,000円とする。

(授業料及びその他の納付金)

第3条 授業料及びその他の納付金(以下「納付金」という。)の期別及び金額は別表1のとおりとする。

2 博士課程の修了要件に必要な単位を修得し、かつ引き続き博士論文指導のみを受ける者の納付金は、別表1-2のとおりとする。

3 前項の納付金の納付期限は次の2期とする。

前期納付金 4月27日

後期納付金 10月27日

ただし、納付期限が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日を納付期限とする。

4 前項のうち、入学手続時の納付金は募集要項に指定する日までに納入しなければならぬ。

5 納付金の減免については、別に定める。

(納入方法)

第4条 納付金の納入は、原則として本学所定の用紙による口座振込により納入する。

(分納・延納)

第5条 学生又は保護者が、次の各号の一に該当する事由により、第3条第4項に定める納付期限までに一括で納入することが困難であると認められ、納付金の分納又は延納を希望する場合、納付期限の1週間前までに所定の様式により学長に願い出て、許可を得なければならない。

① 学生又は保護者が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかり著しく資力を喪失したとき。

② 学生若しくは保護者、又はこれらの者と生計を一にする親族が、病気、又は負傷等により高額な医療費を要し、一時に納付することが困難なとき。

③ 保護者が事業を廃止し、若しくは休業し、又は著しい損失を受け、一時に納付することが困難なとき。

④ 前各号の一に該当する事実と類する事由で、学長がやむを得ないと認めたとき。

ただし、別表1-2の納付金については、分納又は延納を認めない。

2 分納及び延納の期日は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2の期日に寄り難い場合、その事由を添えて学長に願い出ることで、期日の変更を認められることがある。

3 分納及び延納の許可は、届け出た金額を確実に納付できると判断できるものに限る。万一、許可した期限を遅延したときは、以後の分納及び延納は認めないものとする。

(滞納処分)

第6条 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、大学院学則により処分を受けることがある。

(除籍処分)

第7条 納付金を、正当な理由なく滞納し、再三の督促に応じないときは、学則により処分を受ける。

(再入学)

第8条 再入学を許可された者は、その入学許可を受けた年度の入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

(納付金の不返還)

第9条 既納の納付金は原則として返還しない。

(納付金の改定)

第10条 納付金は、経済情勢、その他の事情により、在学中でもその額を改めることがある。

(特待生)

第11条 特待生の納付金の額は別表1のとおりとする。

(科目等履修生、長期履修生)

第12条 大学院科目等履修生規程のうち、登録料と履修料は履修手続き時に納入しなければならない。

2 長期履修生規程により長期履修を許可された者は、標準修業期間内(4年間)に納付すべき学納金の全額を、長期履修期間内の年数で割った額を履修年限ごとに分納することができる。

3 長期履修生規程により長期履修期間の変更(短縮や長期履修の取り止めを含む)を許可された者は、修了までに標準修業期間内(4年間)に納付すべき学納金の全額を納入しなければならない。

(各種手数料)

第13条 各種証明書の交付手数料は別表3のとおりとする。

2 申請及び料金の支払は、証明書自動発行機でおこなうか、または券売機で証紙を購入し、証明書交付願に添付の上、担当課で交付を受けるものとする。

附 則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第12条については従前の規定による。

別表 1

入学金 150,000円

医療薬学研究科

単位：円

費 目	一 般			特待生A			特待生B		
	前 期 納付金額	後 期 納付金額	合 計	前 期 納付金額	後 期 納付金額	合 計	前 期 納付金額	後 期 納付金額	合 計
授 業 料	490,000	490,000	980,000	240,000	240,000	480,000	340,000	340,000	680,000

別表 1-2

医療薬学研究科

費 目	前期納付金額	前期納付金額	合 計
授 業 料	120,000	120,000	240,000

別表 2

納付区分	納付費目	納付期限
分納（入学手続金）	入学金	募集要項に指定する日
	前期納付金	4月27日
分納※	前期納付金1回目	5月27日
	前期納付金2回目	7月27日
	後期納付金1回目	11月27日
	後期納付金2回目	1月27日
延納※	前期納付金	7月27日
	後期納付金	1月27日

※分納の納付金額は、前期・後期ともに原則等分とする。

別表 3

証明書交付手数料

種 別	担当課	料 金	備 考
学生証	学生課	2,000円	再交付のみ
通学区間証明願	学生課	無料	
通学証明書	学生課	無料	
学校学生生徒旅客運賃割引証	学生課	無料	
在学証明書	教務課	100円	
在学期間証明書	教務課	100円	
成績・単位修得証明書	教務課	100円	就職活動で必要な場合はキャリアサポートセンター
卒業見込証明書	教務課	100円	〃
卒業証明書	教務課	100円	〃
資格取得見込証明書	教務課	100円	〃
資格取得証明書	教務課	100円	〃
教職単位修得証明書	教務課	100円	教免申請用
卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書	教務課	100円	社会福祉士・精神保健福祉士国家試験用
健康診断証明書	学生課	100円	就職活動で必要な場合はキャリアサポートセンター
人物考査書	キャリアサポートセンター	100円	
推薦書	キャリアサポートセンター	100円	
その他証明書		100円	

その他証明書

「納付金額証明書」・「納付金納入済証明書」等

学歌 · 学園歌 · 逍遥歌

学 歌
学 園 歌
逍 遥 歌

順正学園 学園歌

作詞 加計 勉
 作詞 加計美也子(六番)
 作曲 上田 豊

Allegretto 優雅に ♩=Ca.48

あ さ ぎ り ふ ー か き た か は し の ー

5 す な
 ふ ー る き ぶ ん か に つ つ ま れ し ー

9 お の こ こ ろ ー お し
 す な お の こ こ ろ ー み に き ざ み ー

13 え の み ち ぞ ー
 お し え の み ち ぞ ー は げ ま な ん ー あ ー

17 *f* poco rit. 1. 2. 3. 4. 5. a tempo 6.
 あ あーあ じゅんせい がくえんゆ め おおし ー が や け し ー

- 一、朝霧深き高梁の
古き文化に包まれし
順の心身にきざみ
教への道ぞ励まん
ああ 順正学園 夢多し
- 二、流れ変わらぬ旭川
水の純きに洗われる
願の色は胸にひめ
永遠の幸せ育まん
ああ 順正学園 影きよし
- 三、遠くそびゆる高梁の
松山城よ濃緑よ
平和の伝統受け継ぎて
徳をぞみがき進まん
ああ 順正学園 いや高し
- 四、しのぶも貴き先達の
学びの園は歴史あり
礼節正しき順正の
若き生命のいきづかん
ああ 順正学園 ゆるぎなし
- 五、歴史ひめたる高千穂の
日向国の山々よ
海出で照らす朝陽受け
気概ぞ胸にいざ立たん
ああ 順正学園 意気強し
- 六、光溢るる淡路島
はるか大和の神の国
愛の心世につなぎ
慈愛の道を歩まん
ああ 順正学園 輝けし

順正学園 逍遥歌

清水比庵 作詞
児玉順二 作曲

1. み ず き よ — き かつ わ の な が れ て かつ
2. お の き ら — は た よ く なる べし て した
3. あ ま つ ひ — は た か く であら べし て

わ の な が れ て や ま た か し ひ は
よ く ある べし て お す と め ら か し は う つ
か く て ら し て す こ ゃ ら に じゅん

や ま を い で か わ を わ た る も
く し か ら む せ い 2. や ま く
せ い じゅん せ い 3. が く

2. た かく みず き よ し え ん の こ ら

一、水清き

川の流れて山高し
日は山を出で
川をわたるも

二、男の子らは

強くあるべし乙女らは
美しからむ
山高く水清し

三、天つ日は

高く照らしてすこやかに
順正 順正
学園の子ら



学校法人 順正学園

九州医療科学大学